

オンライン標準契約約款上ウェブサイト個人運営者に 押し付けられた専属的国際裁判管轄条項の有効性

——東京地判平成27年9月8日に関する考察——

吉 川 英 一 郎

- I はじめに
- II 事件の概要
 - 1. 事実
 - 2. 争点と判旨
 - (1) 争点
 - (2) 判旨
- III 考察
 - 1. 判決に対する違和感
 - 2. 本件規定は専属的管轄の合意なのか
 - 3. 基準としてのチサダネ号事件最高裁判決
 - 4. 民訴法3条の7第5項の弱者保護
 - 5. チサダネ号事件判決の公序法テスト
 - (1) ウェブサイト個人運営者の労働者類似の弱者性
 - (2) 強者としてのGAFAと国際裁判管轄条項の悪用
 - 6. 民事訴訟法改正前の公序法への回帰
 - (1) 改正民事訴訟法施行後の弱者保護
 - (2) 公序法テストは今も活用可能か
- IV おわりに

I はじめに

本稿では、東京地判平成27年9月8日¹を題材にアフィリエイト・ビジネス上の国際契約中の国際裁判管轄条項の扱いについて考察する。この判決は、原告の管理するウェブサイト¹に、被告による広告を設置するという内容の契約に基づく広告報酬を求めた事案である。契約中に、米国カリフォルニア州の州裁判所の専属管轄を定めるとされる国際裁判管轄条項が含まれており、その国際裁判管轄条項の有効性が争われた。

本稿の論点は、グローバルなインターネット社会において、弱者たる一個人ウェブサイト運営者に、世界的デジタルビジネス「巨人」企業GAFA（グーグルの持ち株会社アルファベット、アップル、フェイスブック、アマゾンにマイクロソフトを加えて、

1 東京地判平成27年9月8日，事件番号平26（ワ）1590号，Westlaw JAPAN 文献番号 2015 WLJPCA 09088006，D1-Law.com 判例体系 判例 ID 29013863。

GAFMA とも)の一角を占める Google 社から押し付けられた国際裁判管轄条項について、その効力を認めることは正しいのかという点である。本件で、東京地裁は効力を認めて、原告の訴えを却下したのであるが、却下してはならなかったのではないかと結論に反対しようとする。

今日、IT 世界がビジネスの主戦場と化している。インターネットへの依存が避けられない現代社会、リアルとバーチャルとが分離できない現代社会となって久しい。特に一昨年末(2019 年末)に発生した新型コロナウイルス禍(COVID-19)の影響下、仕事も娯楽も教育もオンラインベースで行われるのが今、普通のこととなっているため、本件に関わる状況は急速に変化しているように思われる。

本判決については、他に同様の事案は見られないので、本論点に関する嚆矢に当たると思われる。本事案は、5 年前の判決当時、さほど注目されてはいなかったようであるが、起こるべくして起きたケースであろうし、今となっては重要な意義を持つと思われるので、採り上げて考察したい。

II 事件の概要

1. 事実

以下、本件判決に示された事柄をもとに事実を要約する。原告は日本国神奈川県居住のウェブサイト設営・運営者(以下、原告の立場を「個人運営者」と呼ぶ)、被告はグーグル・グループの企業、アイルランドに本拠を有するグーグル・アイルランド社(以下、本稿において、本判決に関して、被告と呼ぶ以外に「Google 社」と呼ぶ)である。原告の管理するウェブサイトに、被告による広告を設置するという内容の契約に基づいて、原告が広告報酬を求めようとした事案である。

原告と被告とは、平成 20 年 11 月頃までに、ウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約を締結し、その内容は Google AdSenseTM Online 標準契約条件記載の内容

2 契約上の当事者に関連して、後掲注 3 のなお書参照。

3 本稿執筆時に、「Google AdSenseTM Online AdSense」で検索した結果、「AdSense オンライン利用規約」を示すサイトに行きついた。<https://www.google.com/adsense/new/localized-terms?hl=ja> (2021 年 3 月 18 日閲覧)。当該サイトによると、「利用規約は請求先住所の国によって異なります。請求先住所の国を選択し、該当する利用規約を確認してください」とあり、多数の国から選択できる形になっている。そして「日本」を選択した結果、日本語で示された約款(「2021 年 3 月約款」添付資料 A 参照)を得た。

なお、この 2021 年 3 月約款は、Google 企業グループ側当事者が、アイルランドに本拠を有するグーグル・アイルランド社ではなく、Google Asia Pacific Pte. Ltd. となっていること(1 条)や裁判管轄条項が「米国カリフォルニア州サンタクララ郡の連邦裁判所または州裁判所においてのみ訴訟が提起されるものとし」(強調は筆者による)と表現されているなど、本件判決以降、変更が施されているようである。そして、Google Asia Pacific Pte. Ltd. の所在地は、Google Asia Pacific Pte. Ltd., 8 Marina View, Asia Square 1 #30-01, Singapore 018960 と表示されていて、シンガポールに本拠があるようである。<https://support.google.com/adsense/answer/3025029?hl=ja> (2021 年 3 月 22 日閲覧)。シンガポールでの訴訟が強いられるのと、カリフォルニア州での訴訟が強いられるのでは、前者の方が負担は軽いだら

であって、その概要は、原告主張によると、「原告の管理するウェブサイトに被告による広告を設置し、ウェブサイト閲覧した者が広告をクリックするごとに、被告は原告に支払うべき収益を加算して原告に申告する。各月の収益はその月の月末から30日以内に被告から原告に支払われる⁴」というものであった（被告は争っていない）。

原告主張によると、原告は、平成25年4月13日、原告が管理するウェブサイトに、上記契約に基づいて被告による広告を設置し、その結果、平成25年4月末日までの収益は66万5742円となり、同年5月中の収益は少なくとも39万9721円であったとされる。そこで、原告は、被告に対し、上記契約に基づき、広告料106万5463円（及び民法所定年5分の遅延損害金）の支払いを求めた。

一方、この標準契約条件には、「本契約に基づくまたはこれに関連して生じる一切の紛争または請求については、カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所において裁判が行われるものとします」との管轄合意の規定（「本件規定」）が挿入されていた。

被告は、本案前の主張として、日本の裁判所に国際裁判管轄権がないから本件訴えは不適法で却下されるべきであると主張した。理由として、(1) 本件規定は専属的管轄の合意であるので、本件訴訟については、カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所に専属的な国際裁判管轄権があり、日本の裁判所に国際裁判管轄権がないとし、(2) 「サンタクララ郡の裁判所は、被告の関連会社で原告の主張する契約の目的である被告広告等の表示やこれに関連する検索サイトの運営に携わっている Google Inc. の所在地を管轄する裁判所であるから、関係者や証拠の所在に鑑みて、これを管轄裁判所とすることは不合理ではない」と述べた。

ㄨ すが、日本の個人運営者にとっては、外国で訴訟進行するということが極めて大きな負担であるのであって、その意味で両者に大差はないものと考えられる。この差は本稿の結論にあまり影響しない。

4 当該判決「第2 当事者の主張」「1 請求原因 (1)」及び「第3 当裁判所の判断」1。

Google のウェブサイトである <https://support.google.com/adsense/answer/6242051?hl=ja> によれば、AdSense 契約の仕組みが次の如く説明されている。「Google AdSense は、オンラインコンテンツから収益を得ることができるサイト運営者様向けのサービスです。コンテンツや訪問者に基づいて、関連する広告がサイトに表示されます。広告は、商品やサービスを宣伝する広告主によって作成され、費用が支払われます。広告の種類によって広告主が支払う金額が異なりますので、広告から得られる収益も異なります」。

さらに「AdSense で収益を獲得するための3つのステップ」として、次のステップが順に挙げられている。

「1. 広告表示を有効にする……サイトに広告コードを貼り付けて広告表示を有効にし、広告を表示する場所を指定します」。

「2. 掲載料金の最も高い広告をサイトに表示する……お客様の広告掲載位置に対して掲載料金の最も高い広告がサイトに掲載されます」。

「3. 収益を得る……広告主に Google が請求手続きを行い、お客様に収益をお支払いします」。(2021年3月24日閲覧)

以上に加えて、Google AdSense 契約のモデルを分かりやすく図示しているものとして、クラウド環境支援ビジネスを業とするカゴヤ・ジャパン株式会社のウェブサイトの「アドセンス (Google AdSense) とは? 仕組み・稼ぎ方・登録方法 (アフィリエイト基礎講座 vol.10)」中の図「アドセンスの報酬発生仕組み」(添付資料 B としてチャート図のみ引用) を参考とした。

<https://www.kagoya.jp/howto/affiliate/affiliate-10/> (2021年3月27日閲覧)。

被告の本案前の主張に対し、原告は次の通り反論した。(1) 管轄合意条項は「カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所において裁判が行われる」とあるのみで専属的ではない。(2) サンタクララ郡の裁判所の管轄は、米国法が、当事者が法廷地州との最小接点 (minimum contact) を持つこと及び、訴訟を維持することが「フェアプレイと実質的正義の伝統的概念」(traditional notions of fair play and substantial justice) に抵触しないことを要求することに反する。本件訴訟については、カリフォルニア州との接点が認められないし、世界的な多国籍企業が個人に対して外国での裁判を強いることは、「フェアプレイと実質的正義の伝統的概念」に合致しない。(3) サンタクララ郡の裁判所で裁判を行うとの契約は、原告にとって一方的に不利であり、公序良俗に反し無効である。

原告は、特に上記(3)に関して、民事訴訟法3条の7第5項に言及して、民事訴訟法改正前の契約についても、管轄権に関する合意が公序良俗に反しないかどうかは、同様の基準で判断されるべきだとも主張するのであるが、これにつき、「法律上の消費者とは、事業者に対する個人をいうのであって、個人の目的が営利であるか非営利であるかは無関係である。少なくとも、原告は、事業としてウェブサイトでの広告掲載を行っていたものではない。……事業者である被告が、個人である原告に対してその住所地ではない外国の裁判所での裁判を強いる契約は、原告に一方的に不利であり、公序良俗に反する」と主張した。

そして、重要な点として、原告は、被告がインターネット広告で独占的な地位を持つ多国籍企業であり、一方、多くのウェブサイト運営者は、圧倒的に弱い立場であって、被告は訴訟リスクを抱えることなしに、無数に存在するウェブサイト運営者に対して一方的に広告料の支払を拒否することを繰り返し莫大な利益を不当に得ることができるという点、また、管轄裁判所として当事者双方と無関係な第三国の裁判所が指定されており双方にとって訴訟の負担を大きくするだけで合理性がない点、本件契約は著しく不合理であると主張した。

2. 争点と判旨

(1) 争点

本訴訟の争点は、日本に国際裁判管轄(権)が有るか否かである。特に、標準契約約款に含まれる「米国カリフォルニア州の裁判所に管轄を認める専属的管轄合意規定」の有効性、そして改正民事訴訟法「消費者契約における消費者住所地管轄」の準用に焦点が絞られているように見える。

なお、原告は、民事訴訟法改正を経ても、「消費者」に該当しない弱者については、「消費者契約における消費者住所地管轄」による救済ではなくて、民事訴訟法改正前に

用いられていた国際民事手続法上の公序法の考え方をを用いてなおも救済されるべきではないかという点も控えめながら主張しているかのようにも伺える。この点を後に検討する。

（2）判旨

判決は、結論として、カリフォルニア州裁判所を指定する本件管轄合意規定を、専属的管轄の合意であると認め、さらに、それが公序良俗に反して無効であるとする理由はないとして、日本の国際裁判管轄を否定して訴えを却下した。

判決は、チサダネ号事件最高裁判決（最判昭和50年1月28日、民集29巻10号1554頁）を踏まえて、国際的専属的裁判管轄の合意は、原則として有効であると述べ、①本件は日本の裁判権に専属的に服するものではないことを確認したうえで、②サンタクララ郡の裁判所が管轄を有するかについて確認をしている。判決は、「米国法上、カリフォルニア州の裁判所は、外国当事者のみが関与する事件についても管轄権を有しており、実際にもそのような事件について審理をしているものと認められる。これに対し、原告は、米国の判例（インターナショナル・シュー事件。甲18）を引用して反論するが、同判例は、当事者間に管轄合意が存しない場合について判断したものと認められ……、本件のように管轄合意が存する場合に妥当するものとは解されない」と述べている。

また、国際的専属的裁判管轄の合意が甚だしく不合理で公序法に違反するときに該当するかどうかに関し、原告の、改正民訴法3条の7第5項と同様の基準で判断すべきであるという主張に対して、「……改正前に締結された本件契約につき、上記条項によって判断すべきとする根拠はない」と一蹴した。

一般に、本件規定が公序良俗に反するかについて検討もしたが、原告の「ウェブサイト運営者の多くが圧倒的に弱い立場にある」という主張について、「ウェブサイト運営者は、被告から金銭の支払を受けて利益を得る立場にある上……、支払を受ける（べき）金額が多くの場合比較的少額であるとする点については、これを認めるに足る証拠がない」と述べ、「一概にウェブサイト運営者が被告と比べて圧倒的に弱い立場にあるということとはできない」と判示した。

判決は、被告が、同裁判所の管轄区域内には被告の関連会社を有すること、ウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約に基づき被告がウェブサイト運営者に対して損害賠償請求をするなどの場合もあることも検討して、「本件規定が公序良俗に反して無効であるとする理由はない」と判示した。

Ⅲ 考 察

1. 判決に対する違和感

判決は、原告の訴えを軽く一蹴しているように見受けられるが、歯牙にもかけないというほどではなく、各主張を一応、理由を付けて斥けている。一般の実務家が予備知識の無いまま、判決を一読するならば、言葉が十分でないと感じるかもしれないものの、判決は相応に論理的であり、原告の主張に採り上げるべき点は無く、却下判決已む無し⁵の印象を持つだろう。しかし、筆者は、別稿のために、「国際的消費者契約を扱う日本の裁判例」に数多く目を通す中で、本判決に出会ったため、違和感を抱いた。つまり、「民事訴訟法改正前の平均的基準に慎重に照らせば、裁判所は日本の国際裁判管轄権を認めたはずなのではないのか。そして今なおその理屈は有効ではないのか」という疑念である。先の拙稿で述べたが、消費者・労働者保護のための国際裁判管轄規定を持たない民事訴訟法改正前の段階において、日本の裁判所は、弱者（多くが個人投資家）を救うために、業者の押し付ける標準約款中の専属的国際裁判管轄条項を無効視してきた。その判決の集積に照らすと、本件判決は、原告個人ウェブサイト運営者に冷たく、バランスを欠くように思われるということである。以下、本判決について再確認する。

2. 本件規定は専属的管轄の合意なのか

判決は、事実として、AdSense Online 標準契約条件記載内容の契約が締結されたこと（東京地裁判決は、「ウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約」としてこれを判決中で「本契約」と呼ぶ）及びこの契約に「本契約に基づくまたはこれに関連して生じる一切の紛争または請求については、カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所において裁判が行われるものとします」（強調は筆者による）という裁判管轄合意の規定（これを判決は「本件規定」と呼ぶ）があることを認定した。

原告は、本件規定について「他の裁判所で裁判が行われることを排除するとの定めはない」と、専属的管轄の合意ではなく、付加的（非専属的）管轄の合意であると主張したが、これに対し、裁判所は「この管轄規定がサンタクララ郡の裁判所以外の裁判所の管轄権を排除する専属的管轄を合意するものであることは、その文言（甲2、乙2）から明らかである」と断じている。なぜ明らかなのか、説明は無い。「明らかである」は言い過ぎであって、本件規定を筆者が読む限り、明らかだとは言えないことが明らかであるように思われる。なぜなら国際契約書ドラフティングの手引書の多くは、専属的国際裁判管轄条項に関しては、“exclusive”など「専属的」を表す文言を明示するよう推

5 吉川英一郎「国際消費者契約を扱う日本の裁判例概観」『同志社商学』72巻4号1-59頁、2021年。

奨しているが⁶、この約款のドラフティングにおいてはそれが怠られている。「専属的合意である旨が明示されていないかぎり、当事者は付加的な管轄として合意したものと解される」べきである⁷。

しかし、裁判所が、あいまいな規定について、専属的管轄合意と解釈すべきか、付加的管轄合意と解釈すべきかについては、見解が割れているとされる⁸。そこで、本件規定について、仮に、専属的管轄を合意するものであることが明らかでないとしても、本件判決が、このあいまいな国際裁判管轄条項を「専属的管轄を合意するものである」と解釈することが許されるとして、話を先に進める。

なお、Google 社側の本件規定が専属的管轄の合意であると主張には、もう一点問題

6 例えば、大江橋法律事務所監修／国谷史郎・小林和弘編『国際法務概説』有斐閣、2019年、2頁、26頁（川島裕理）によれば、「……裁判を紛争解決方法として定める場合、第4節4（2）のとおり、第一審となる裁判所を具体的に記載し（例：『Tokyo District Court』）または管轄を有する裁判所のある地域・都市を示し（例：『the state and federal courts in New York, New York』）、当該裁判所が専属的な管轄裁判所であることを明確にして規定する」とあり、その第4節4（2）に掲げられている紛争解決条項（国際裁判管轄条項）は“*For the purpose of any dispute arising out of or in connection with this Agreement, the Parties hereby submit to the **exclusive** jurisdiction and venue of the Tokyo District Court.*”である（強調は筆者による）。また、住友商事株式会社法務部・三井物産株式会社法務部・三菱商事株式会社法務部編『新・国際売買契約ハンドブック』有斐閣、2018年、280頁（三井物産株式会社法務部）によれば、「裁判管轄の合意をする場合には、どこの国のどの裁判所において解決するのかを明確にした上で、当該裁判所の管轄が専属的であるか、それとも非専属的であるかについて規定しなければならない」とされ、その例示として挙げられている「専属的裁判管轄約款の例」（284頁）には、“*…and each Party irrevocably submits to the **exclusive** jurisdiction of such courts in any such suit, action, or…*”とある（強調は筆者による）。また、牧野和夫『知識ゼロから取引交渉のプロを目指す英文契約書の基礎と実務』DHC、2009年、158頁も「裁判管轄の規定をする際、それが『専属管轄（exclusive jurisdiction）』なのか、『非専属管轄（non-exclusive jurisdiction）』なのかについても明確に示す場合があります」として、東京地裁を専属的管轄裁判所とする合意の英文条項例として“*…and both Parties hereto consent to the **exclusive** jurisdiction of the said court.*”という文案を挙げている（強調は筆者による）。

7 小林秀之・村上正子『新版国際民事訴訟法』弘文堂、2020年、65頁。同書は「国際事件の場合には、国際裁判管轄のルールが国によって異なること、事件とはまったく無関係な国の裁判所でしか裁判できないとなると、証拠の収集や審理の不都合のみならず、遠隔な国の場合には一方当事者に訴訟追行そのものを断念させてしまう可能性も高く、その不都合は国内事件の場合とは比較にならないことから、付加的合意が原則であると解すべきである」と述べている（65頁）。

渡部美由紀「管轄に関する合意と応訴による管轄」小林秀之（編集代表）・原強・藪口康夫・村上正子編『国際裁判管轄の理論と実務－新設規定をめぐる裁判例・学説の検討と解釈－』新日本法規出版、2017年、193頁、197頁も賛同。

なお、これにつき原強「わが国の国際裁判管轄規定の全体像」同書の注57（87頁）は「管轄合意条項によれば、当事者によって明示的な定めのない限り、専属的合意管轄とみなす旨が定められているものの、実際の国際取引実務においては、専属的合意管轄とする場合には明示的な定めをするのが通常であることから、管轄合意条項のようなみなし規定を設けなかったものと説明されている」としている。

8 浜辺陽一郎『ロースクール実務家教授による英文国際取引契約書の書き方 第1巻（改訂版）』ILS出版、2007年、203-205頁は、「専属か非専属かはっきりしないような規定は避けるべきだ。一般に、そのいずれであるかは、契約文言上明らかでない限り、当該合意を合理的に解釈してこれを決する外はないと考えられている。そして、不明確な場合の取り扱いについても、日本の裁判例は判断が分かれている」と述べ、「競合する法定管轄裁判所のうちの1つを特定して管轄裁判所とすることを合意した契約条項は、他の裁判所の管轄を排除する趣旨が明示されていなくとも、特段の事情のない限り専属的管轄を定めたものと解すべきだとする見解」として、東京高決昭和51年11月25日、下民27巻9～12号786頁と札幌高決昭和62年7月7日、判タ653号174頁とを挙げ、一方、「……合意された管轄が専属的かどうか明らかでない場合には、通常は付加的管轄の合意がなされたものと見るべきだとする見解」として、大阪高決平成2年2月21日、判タ732号270頁を挙げる。

があると追加して指摘しておく。「約款の文言に複数の解釈可能性がある場合には、約款を作成した当事者に不利に解釈されなければならない」という不明確条項解釈準則は広く知られるところである⁹。加えて、本件契約では、超巨大企業たる Google 社オンライン標準契約約款が用いられている。原告は一個人運営者である。

ところで、本判決の訴訟手続に関連する事柄として、被告 Google 社の訴訟代理人弁護士は、判決データから分かることであるが、日本の五大事務所の一角を占める法律事務所のパートナー以下の所属弁護士である。一方、原告には、訴訟代理人弁護士は付いていない、つまり、本人訴訟であると思われる。本件標準契約約款日本語版の作成に、同法律事務所が関与したかは不明であるが、原文の作成は、国際的大手法律事務所（おそらく、本件規定が法廷地として指定する米国カリフォルニア州の大手事務所）の起草によるものだろうということは想像に難くない。明確でない国際裁判管轄合意規定ということであれば、原告に有利に（原告の主張するように、非専属的国際裁判管轄の合意であると）解釈せねばならないだろう。さらに、問題の規定が不明確であるということ Google 社自身が自白しているかのように、同社は、本件規定を本判決後に、「米国カリフォルニア州サンタクララ郡の連邦裁判所または州裁判所においてのみ訴訟が提起されるものとし」（強調は筆者による）と改正したようである¹⁰。

9 上田誠一郎「契約の解釈と不明確条項解釈原則」『私法』55号、1993年、183-189頁、183頁によれば、「この準則は、比較法的に見て、広く分布しているが、大別すると二つの類型に分けることができる。その一つは、解釈の際に疑いが残る場合、その契約文言を用いた当事者に不利に解釈しなければならないとする『表現使用者に不利に』解釈準則である。アメリカをはじめとする英米法圏やイタリアあるいはオーストリアなどでは、この準則は契約一般について妥当しうる準則として規定され、あるいは適用されているが、ドイツ・韓国などでは、その適用範囲を約款に限定している」とあり、「日本においても、学説上はかなり古くから不明確条項解釈準則が認められている。しかし不思議なことに、旧民法上認められていた『義務者を有利に』解釈原則は、解釈論上忘れ去られ、『表現使用者に不利に』型の解釈準則のみが、しかもほとんどの場合『約款使用者に不利に』解釈準則のみが念頭に置かれている」とある（184頁では約款契約に限定するのは視野が狭いという見解が示されている）。不明確条項解釈原則に関する近時論稿として、栗田晶「普通取引約款における不明確条項の解釈準則について—ドイツ普通法における契約概念の変化が解釈準則に与えた影響について—」信州大学経法論集2号、2017年、121-144頁があるが、この論稿は、国内事案であるが、あいまいな管轄合意を、専属的管轄ではなく付加的合意管轄の定めであると決定した判決として、札幌高決昭和45年4月20日下民集21巻3・4号603頁を挙げている。小濱意三「不明確条項解釈契約準則と関連する最高裁判例」2017年、(広島総合法律会計事務所ウェブサイト「A&A レビュー」)は、最判平成17年12月16日、裁判集民218号1239頁、裁時1402号6頁、判時1921号61頁、判タ1200号127頁、最判平成22年10月14日、裁判集民235号21頁、裁時1517号3頁、判時2097号34頁、判タ1336号46頁、及び最判平成26年12月19日、裁判集民248号189頁、裁時1619号1頁、判時2247号27頁、判タ1410号60頁を不明確条項解釈原則に重なる、連なるものとして肯定的に挙げている。<http://www.hirosa.jp/review/208/> 及び <http://www.hirosa.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/d81a8e7efaf69e9248d67862ce7f0cc4.pdf> (2021年3月27日閲覧)。

本件標準契約条件における準拠法条項は不明だが、現行の AdSense オンライン利用規約（前掲注3、添付資料 A）の第15条によれば、準拠法はカリフォルニア州法であり、それは上記英米法圏に属するし、また、国際裁判管轄の合意の準拠法を手続法と考えて、法廷地たる日本法が適用されるとしても、やはり、上述の通り、『表現使用者に不利に』解釈準則が妥当する。さらに、本件は『約款使用者に不利に』解釈準則の射程内でもある。

10 現行の AdSense オンライン利用規約（前掲注3、添付資料 A）の第15条参照。

3. 基準としてのチサダネ号事件最高裁判決

本件東京地裁判決は、船荷証券上の約款に含まれる専属的国際裁判管轄合意を扱ったチサダネ号事件最高裁昭和50年11月28日第三小法廷判決¹¹に従って本件事案を判断している。そのことに異論はない。最高裁の立場は、「……国際的専属的裁判管轄の合意は、①当該事件が我が国の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有する、という要件を満たす限り、原則として有効である」とするもので、③「国際的専属的裁判管轄の合意が甚だしく不合理で公序法に違反するようなときには、管轄合意は無効となる」を条件とするものである。本件東京地裁判決は、それらを順に検証する。①については、改正民事訴訟法で示された日本法準拠の会社等の組織上の訴えや登記・登録の訴えや知的財産権に関する訴えのごとき日本国裁判所に専属する事柄は関わっていないので、「本件訴訟が我が国の裁判権に専属的に服するものであることをうかがわせる事情はない」と判示する。

②については、本件規定が指定する「カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所」が管轄権を有するかが問題となるが、判決は「米国法上、カリフォルニア州の裁判所は、外国当事者のみが関与する事件についても管轄権を有しており、実際にもそのような事件について審理をしているものと認められる」と判示した。この判断の背景にある東京地裁の検討材料が何かは示されていないが、米国の対人管轄権をめぐる判例法上、専属的な裁判管轄条項（forum-selection clause：法廷地選択条項）の有効性は、海上輸送に関する米国企業・ドイツ企業間国際契約の紛争を扱った *The Bremen v. Zapata Offshore Co.* 事件連邦最高裁判決¹²で認められており、また、消費者相手の附合契約中の forum-selection clause の有効性も、*National Equipment Rental, Ltd. v. Szukhent* 事件連邦最高裁判決¹³や *Carnival Cruise Lines v. Shute* 事件連邦最高裁判決¹⁴などで確認されている。それらに基づけば、米国の連邦最高裁は、管轄権をめぐって契約の自由を尊重しており、契約中の専属的裁判管轄の規定に基づいて裁判を行うことを肯定していることになる。したがって、本件東京地裁の判断は正しいように見える。ただし、細かな点が理解されているか疑問が残る。連邦最高裁の専属的裁判管轄規定の効力を肯定する判例法にはいささか注文が付くからである。

確かに、*The Bremen v. Zapata Offshore Co.* 事件連邦最高裁判決は、forum-selection clause の有効性をめぐって下級審が割れる中、その有効性を原則として肯定した判決で

11 民集29巻10号1554頁、判時799号13頁、判タ330号261頁。

12 407 U.S. 1 (1972). 本判決の和訳として、松岡博『アメリカ国際私法・国際取引法判例研究』大阪大学出版会、2010年、70-91頁。

13 375 U.S. 311 (1964).

14 499 U.S. 585, 111 S. Ct. 1522, 113 L. Ed. 2d 622 (1991). 本判決の抄訳として、松岡、前掲書（注12）、94-98頁。同98頁は「この判決に対しては、学説からの批判が強い」とする。

あるが、その法理の中には「原告が法廷地条項の執行が不相当で正しくないか、又は法廷地条項が詐欺又は圧倒的な交渉力の差異のような理由で有効でないことを明らかに証明する場合はこの限りではない。さらに法廷地条項はたとえそれが自由に交渉され、法廷地の重要な公序になんら反しないものであったとしても、選択された法廷地が訴訟の審理にとって著しく不便であるときにも『不相当』であり、執行することはできない¹⁵』という趣旨の条件が含まれている。また、この *The Bremen v. Zapata Offshore Co.* 事件連邦最高裁判決と同じ法理が、米国の抵触法第2リステイトメント第80条にも「訴訟地に関する当事者の合意は……そのような合意は不公正又は不合理 (unfair or unreasonable) でない限り、効力を与えられる¹⁶』と条件を付して（強調下線は筆者）示されている。

本件では、当事者間の経済力は圧倒的に差があろうし、本件規定は Google AdSenseTM Online 標準契約条件という附合約款中のもので、原告は、その約款を呑むか止めるかの二者択一しか許されていないのである。

The Bremen v. Zapata Offshore Co. 事件、*National Equipment Rental, Ltd. v. Szukhent* 事件及び *Carnival Cruise Lines v. Shute* 事件連邦最高裁判決といった専属的国際裁判管轄条項を巡る米国判例法をもとにして、米国カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所の¹⁷

15 松岡・前掲書（注12）、94頁。

16 和訳を松岡・前掲書（注12）、92頁から引用。原文（1988年改正後）は、次の通り。

§80. Limitation Imposed by Contract of Parties

The parties' agreement as to the place of the action will be given effect unless it is unfair or unreasonable.

さらに第80条の注釈aには、「……そのような条項は訴訟が当事者にとって便利な（convenient）法廷地で提起されることを確保しようとする当事者の企てを表している」とある一方（Restatement (Second) of Conflict of Laws §80 cmt. a (Am. Law Inst., Revised 1988)。和訳を松岡・前掲書（注12）、92頁から引用）、その注釈cには、「反対の立法がある場合を除き、裁判所は、法廷地選択条項に反して提起された訴えを停止又は却下するものとする。ただし、それが不公正又は不合理である場合はこの限りでない。訴えの停止又は却下が不公正又は不合理であると裁判所を納得させる責任は当該訴えを提起した当事者にある。法廷地選択条項が詐欺、強迫、経済力の濫用（the abuse of economic power）又はその他の非良心的な手段（other unconscionable means）によって獲得されたものであると裁判所が認定する場合、裁判所は当該法廷地選択条項に反して提起された訴えを取り上げるものとする。法廷地選択条項が附合契約又は take-it-r-leave-it（受諾するか否かしか選択の余地の無い）契約に含まれており、訴訟を提起する当事者が契約書条項を否応なく受諾すべく強制されるという事実は、支配的ではないものの、以上の点に関連する」と述べられている（Restatement (Second) of Conflict of Laws §80 cmt. c (Am. Law Inst., Revised 1988)。和訳は筆者）。原文は、

c. Other situations. In the absence of a statute to the contrary, the court will either stay or dismiss an action brought in violation of a choice-of-forum provision unless it would be unfair or unreasonable to do so. The burden of persuading the court that stay or dismissal of the action would be unfair or unreasonable is upon the party who brought the action.

A court will entertain an action brought in violation of a choice-of-forum provision if it finds that the provision was obtained by fraud, duress, the abuse of economic power or other unconscionable means. Relevant in this connection, but not of itself controlling, would be the fact that the provision was contained in an adhesion or take-it-or-leave-it contract whose provisions the party bringing the action was compelled to accept without argument or discussion. (The rest is omitted.)

17 これらの連邦最高裁判決に対して批判もある。“Together, *Szukhent* and *Carnival Cruise Lines* reveal the Court's deference to freedom of contract in matters of jurisdiction. That deference is misplaced; plaintiff's ↗

対人管轄権が確保できているかについて疑問が無い訳ではないのである。その点も念頭において、後述の日本法上の公序法の適用の検討を行う必要があるだろう。

ところで、本件規定が指定する「カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所」が管轄権を有するか否かという点について、原告は、米国において裁判が行われるためには、当事者が「法廷地州との間に一定の最小接点（minimum contact）をもっており、訴訟を維持することが『フェアプレイと実質的正義の伝統的概念』（traditional notions of fair play and substantial justice）に抵触しないこと」が要求されると主張した。そして、¹⁸ インターナショナル・シュー事件連邦最高裁判決を引用した。本件原告は「本件訴訟については、いかなる点においてもカリフォルニア州との接点が認められないし、世界中に事業拠点を持つ事実上の多国籍企業が個人に対して外国での裁判を強いることは、『フェアプレイと実質的正義の伝統的概念』にも合致しないと考えられる」と主張した。これに対して本件東京地裁判決は、¹⁸ インターナショナル・シュー事件連邦最高裁判決は、当事者間に管轄合意が存しない場合について判断したものと認められ、本件のように管轄合意が存する場合に妥当するものとは解されないと判示して受け入れなかった。

原告は「フェアプレイと実質的正義の伝統的概念」というフレーズに惹かれてケースへの適用の適否を見誤ったのかもしれない。確かに、東京地裁が指摘するように、¹⁹ インターナショナル・シュー事件判決は、管轄合意を扱ったものではなく、米国の裁判所が対人管轄権を行使するために被告を捕捉するためのデュー・プロセス上の要件、即ち、被告と「法廷地との最小限の接点」を扱ったものである。原告と法廷地との接点を問題にしているわけではない。米国に接点の無い被告を米国の裁判所で裁けるのかという問題であって、本件 Google AdSense 契約事件では、被告の実質的な本拠は米国カリフォルニア州サンタクララ郡であるというのであるから、¹⁹ 被告と法廷地とは、基本的で十分な接点があるから、原告の論理は立たない。

しかし、原告の主張は全く無駄なものではない。インターナショナル・シュー事件連

18 right to a reasonable forum and defendant's due process protection from distant and inconvenient litigation should not be so easily defeated by sharp drafting practices." William M. Richman and William L. Reynolds, *Understanding Conflict of Laws*, 3rd ed. (Matthew Bender & Company, Inc, 2002), 80. 和訳として「*Sukhent* 判決と *Carnival Cruise Lines* 判決はともに、管轄権の問題における契約の自由についての連邦最高裁の尊重を示している。その尊重は見当違いなものである。というのも、合理的な法廷地に対する原告の権利と、遠く離れて不便な訴訟を強いられないという被告のためのデュー・プロセスによる保護とは、抜け目ない契約ドラフト実務によって容易に打ち破られるべきではないからである」。ウイリアム・M・リッチマン／ウイリアム・L・レイノルズ（松岡博・吉川英一郎・高杉直・北坂尚洋訳）『アメリカ抵触法（上巻）－管轄権編－』レクシスネクシス・ジャパン、2008年、132-133頁（吉川訳）。

18 *International Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S.310 (1945). See *id.* at 30. (訳書同 51 頁以下（吉川訳）) 参照。

19 被告は、「サンタクララ郡の裁判所は、被告の関連会社で原告の主張する契約の目的である被告広告等の表示やこれに関連する検索サイトの運営に携わっている Google Inc. の所在地を管轄する裁判所である」と裁判において自ら主張している。判決文、第2の2(2)。

邦最高裁判決は、米国の裁判管轄権をめぐるルールの根幹のコンセプトを謳うものである。「フェアプレイと実質的正義の伝統的概念」は米国の管轄権の基準であるが、そこから引き出される最小限の接点（例えば、カリフォルニア州のロングアーム法上の *transacting any business* など）があれば裁判所の管轄権に捕捉されることを、Google社は、自国（自州）法として知っており予見できる（覚悟できる）ことを意味する。後の日本の公序法適用の検討の際に、この点も考慮に入れることができるのではないか。

以上の通り、本件東京地裁判決は、チサダネ号事件最高裁判決で示された要件の①当該事件が我が国の裁判権に専属的に服するものではないことと②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有することとを認めて、「本件規定は、原則として有効なもの」と認定した。そのうえで、③の公序法テスト、即ち、「国際的専属的裁判管轄の合意が甚だしく不合理で公序法に違反するようなときには、管轄合意は無効となる」が当てはまるか否かの審査を行った。

4. 民訴法3条の7第5項の弱者保護

原告は、改正民事訴訟法3条の7第5項の消費者契約の場合の管轄権に関する合意に関する規定を持ち出して、民事訴訟法改正前の契約についても、管轄権に関する合意が公序良俗に反しないかどうかは、これと同様の基準で判断されるべきであると主張した。また、原告は、法律上の消費者とは、「事業者に対する個人をいうのであって、個人の目的が営利であるか非営利であるかは無関係である」と消費者の定義を拡張し、「事業としてウェブサイトでの広告掲載を行っていたものではない」とも主張して、「事業者である被告が、個人である原告に対してその住所地ではない外国の裁判所での裁判を強いる契約は、原告に一方的に不利であり、公序良俗に反する」と述べている。しかし、これは破綻している。以下、改正民事訴訟法3条の7第5項の消費者契約の場合の管轄権に関する合意に関する規定について、原告の援用の試みを検討する。

2011年（平成23年）の国際裁判管轄（権）に関する民事訴訟法改正において、弱者として、消費者と労働者とが特に配慮され、民事訴訟法第3条の4に消費者契約及び労働関係に関する訴えの特則²⁰が設けられた²¹。弱者として、消費者と労働者のみを取り出し

20 民事訴訟法第3条の4 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

21 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地（その地が定まっていなかった場合にあっては

て、他を置き去りにしている点に留意頂きたい。さらに、第3条の7に設けられた合意管轄の規定中に、消費者契約及び労働関係に関する訴えの特則が、第5項及び第6項と

ては、労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

21 第3条の4の趣旨につき、「国際裁判管轄権の立法化にあたり、国内土地管轄規定にはないまったく新しい独自の規定として設けられたのが、消費者契約および労働関係に関する訴えの管轄について定めた3条の4である。本条は、消費者および労働者という当事者の属性に着目し、これらの者が事業者ないし事業主を被告として訴訟を行う場合を対象に、特別規定を置いたものである……。消費者や労働者にとって、使用言語、法制度や訴訟制度が異なる外国で提訴し、あるいは応訴することは困難であるうえに、相手方である事業者や事業主の間には情報の質・量や経済力において著しい格差があり、自身の住所地国以外の国での訴訟追行は、経済力に劣る消費者・労働者にとっては事実上訴訟による権利実現の方法を断念せざるをえないことを意味する。また、訴えられた場合には十分な防御をすることができずに敗訴する可能性も大きい。このような事態を回避すべく、本条は、消費者事件と労働事件のうち一定の要件を満たすものについて、消費者や労働者が原告となってわが国で民事訴訟を提起する場合にかぎり、日本の国際裁判管轄を認めるものである。これにより、手続法上の不安定要素が小さくなり消費者や労働者の保護が一定程度図られるとともに……審理の迅速化に資する……。事業者にとっては……潜在的な訴訟リスクが高まった……法的リスクの予測が立法前よりも容易になった……」。小林・村上、前掲書（注7）、54-55頁。

「その結果、外国の事業者が消費者に対して、または外国の事業主が労働者に対して訴えを提起する場合には、消費者または労働者の住所等が日本国内にあるとき（3条の2第1項）のほかは、後述する合意管轄の規定（3条の7）または応訴管轄の規定（3条の8）によらなければ、わが国の国際裁判管轄は認められないことになる。以上は、消費者と事業者の間または労働者と事業主の間には経済力や交渉力に格差があることにくわえ、国際的な事案において消費者や労働者が外国で提訴または応訴することは困難であるなど、国内事件に比べて裁判所へのアクセスの保障に配慮する必要性が高いという考慮に基づくものである」。長谷部由起子『民事訴訟法（第3版）』岩波書店、2020年、457頁。中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義（第3版）』、有斐閣、2018年、74-75頁（長谷部由起子）も同じ。

他に、原、前掲論文（注7）63-70頁。

加藤新太郎・松下淳一編『（別冊法学セミナー256号）新基本法コンメンタール 民事訴訟法1』日本評論社、2018年、26-28頁、27頁（日暮直子）。

22 民事訴訟法第3条の7 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第1項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時に消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第1項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に

して設けられた²³。このため、消費者契約について管轄の合意は、消費者住所地が法廷地になるか、消費者が管轄合意の地で提訴するか、管轄合意を援用する場合でなければ効力を有しない。労働契約についても同様に、労務提供地が法廷地になるか、労働者が管轄合意の地で提訴するか、管轄合意を援用する場合でなければ効力を有しない。消費者契約及び労働契約中の、外国の裁判所に専属的国際裁判管轄を認める合意は、これらに抵触して、効力を持たない。

しかし、本件原告の主張する通り、本件契約が消費者契約であったとしても、改正民事訴訟法を民事訴訟法改正前の契約に適用することはできない。平成23年5月2日法律第36号附則²⁴の第2条第2項によれば、「第1条の規定による改正後の民事訴訟法第3条の7の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない」と明定されている。従前の拙稿で採り上げたが、裁判所もそのように附則を適用している²⁵。本件判決も「同改正前に締結された本件

23 訴えを提起することができる旨を定めたもの（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

23 民事訴訟法第3条の7第5項及び第6項の趣旨について、小林・村上、前掲書（注7）、67-70頁など。

24 平成23年5月2日法律第36号附則

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の民事訴訟法の規定（第3条の7を除く。）は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に関しては、適用しない。

2 第1条の規定による改正後の民事訴訟法第3条の7の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない。

25 吉川、前掲論文（注5）、6-8頁。

例えば、東京地判平成27年1月27日（事件番号平26（ワ）8305号、Westlaw JAPAN 文献番号2015 WLJPCA 01278021）では、契約締結時点を改正法施行以後か否かで原告X1とX2とを分け、それに応じた判断をしている。つまり、「証拠……によれば、本件各出資契約の締結日は、上記第2の2（1）記載の各日であると認められるところ、平成23年法律第36号……附則2条2項によれば、平成23年改正法が施行された平成24年4月1日以降の国際裁判管轄合意には、平成23年改正法による改正後の民事訴訟法……3条の7第5項が適用されるから、本件出資契約（原告X1）2については、本件管轄合意はその効力を有しない。したがって、原告X1は、その請求のうち本件出資契約（原告X1）2に係る部分について同法3条の4第1項により、日本の裁判所に訴えを提起することができる。そして、原告X1の本件出資契約（原告X1）1に係る請求と本件出資契約（原告X1）2に係る請求とは、共に同様の契約に対する同様の詐欺行為又は重要事実の不実告知を主張するものであるから、密接な関連があると認められ、原告X1は、その請求のうち本件出資契約（原告X1）1に係る部分についても、同法3条の6本文により、日本の裁判所に訴えを提起することができるというべきである。他方、原告X2の請求については、同条ただし書により、日本の裁判所の併合管轄を認めることはできない」と判示している（が、X2については、米国内の別クラスアクションにおける被告の日本裁判所の管轄への同意を根拠に、別に合意管轄を認めた）。

また、東京地判平成29年3月22日（事件番号平28（ワ）30219号、Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 03228010）も同様に改正民法施行以降に契約を締結したかどうかで、対応を分け、改正法施行より以前に締結された契約には、改正民法3条の7第5項によって管轄条項の効力を否定するのではなく、チサダネ号事件最高裁判決を引用して公序法を適用して管轄の合意の効力を否定するという処置をするなどと明確に対応を分けている。東京地判平成29年3月30日（事件番号平28（ワ）38168号、Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 03308004）や東京地判平成30年8月22日（事件番号平

契約につき、上記条項によって判断すべきとする根拠はない」と判示しているが、妥当であろう。

また、原告は、民事訴訟法の定義する「消費者」ではないように思われる。本件原告は、「法律上の消費者とは、『事業者に対する個人』」であると述べるが、自ら消費者を名乗るのには無理がある²⁶。

「消費者」の定義については、特別な説明が無い。民事訴訟法第3条の4が自ら、消費者を「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう」と定義し、事業者を「法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう」と定義し、個人と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く）を、「消費者契約」と定義している。法改正の際の検討において、定義について、消費者契約法第2条が参照されているが²⁷、消費者契約法第2条の定義も特別な定義ではない²⁸。上記に関しては「事業」の定義が重要になりそうであるが、消費者庁の逐条解説によれば²⁹、「事業」は、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるが、「営利の要素は必要でなく、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。また、公益・非公益を問わず反復継続して行われる同種の行為が含まれ、さらには『自由職業（専門的職業）』の概念も含まれるものと考えられる」とされ、「業とする」の解釈との関連で、角田禮次郎ほか共編『法令用語辞典（第10次改訂版）』（学陽書房、2016年）を引用して、「結局、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度の社会的地位を形成するかどうかによって決定するほかはない」とする。また、その消費者庁の逐条解説によれば、個人が「消費者」か「事業者」かについて判断がつかない場合について、「……本法は直接的には裁判規範となる民事ルールであるため、究極的な判断は裁判官があらゆる客観的事実を勘案して判断することとなるし、当該個人が『消費者』として当該契約を締結したことについても、その立

30 (7) 5617号, Westlaw JAPAN 文献番号 2018 WLJPCA 08228001) も同じである。

26 契約締結日の問題を別にすれば、本件原告が改正民事訴訟法上の「労働者」に該当するとする余地はあるかもしれない。

27 法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」2009年（平成21年）7月、39頁。

28 消費者契約法 第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第43条第2項第2号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和43年法律第78号）第8条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

29 消費者庁の逐条解説のサイト参照。https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/2021年4月3日閲覧。

証責任は民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法の適用があることを主張する個人がすることとなる。このほか、例えば、事業者が本法の適用を免れる意図で、契約相手の個人について法人その他の団体名義での契約書を作成したような場合には、単に契約書面上の記載だけで判断するのではなく、実体として『事業として又は事業のために』契約を締結していないのであれば、当該個人は『消費者』であると考えられるが、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる³⁰とされる。

本件については、原告は、自己の運営するウェブサイトに関連して、被告 Google 社による広告を設置して広告報酬を求めるといふビジネスを行っている。本件 Google AdSenseTM Online 契約をどのような法性のものと捉えるかは議論があろう。もともと原告が創造し運営しているウェブサイト（インターネット上の著作物）に広告を掲示し、当該掲示広告によって利益を得る第三者から、被告が報酬を得て、原告にさらに報酬を支払うわけであるから、著作権等の使用許諾でもあり、さらなる追加の作業や役務を原告が施す場合もあろうから、請負や準委任の要素も加わる複合契約のように思われる。被告に雇用されているわけではないので労働契約ではなさそうではあるが、労働契約に類似することもあるかもしれない。ただ、上述の、消費者契約の定義に照らすと、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度の一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行とは言えそうである。本件訴訟が、なんといっても、反復継続的なウェブサイトの運営があって、そのウェブサイト訪問者数に応じて報酬を請求するという体裁となっているのであるから、「事業」だと認定されるべきであろう。

そうすると、原告の言うような改正民事訴訟法第3条の7第5項の適用の余地はない。そうであれば、筆者の検討結果は、ここまでは本件判決と同じである。

5. チサダネ号事件判決の公序法テスト

(1) ウェブサイト個人運営者の労働者類似の弱者性

判決は最後に、本件規定が公序良俗に反するかについて検討しているが、「一概にウェブサイト運営者が被告と比べて圧倒的に弱い立場にあるということはできない」として、公序法違反を認めなかった。この結論はおかしいと考える。

「被告が世界的な企業グループの一員であるのに対し、ウェブサイト運営者の多くが圧倒的に弱い立場にあり、ウェブサイト運営者に支払われるべき金額は多くの場合比較

30 前掲消費者庁の逐条解説のサイトが挙げる〔事例2-10〕によれば、株の個人投資家については、「まず、株取引の原資の性格や目的を客観的に判断して、個人投資家の行っている『事業として又は事業のため』に行われる取引かどうかによって、本法における『事業者』であるか『消費者』であるかを定めることとなる」というが、個人投資家については、専属的国際裁判管轄合意に関しては、前述の通り、ほぼ消費者として扱われ、救済されているように思われる。吉川、前掲論文（注5）6頁以下。

の少額である」という原告の主張は正しいように聞こえる。これに対して、判決は、「本件契約のようなウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約において、ウェブサイト運営者は、被告から金銭の支払を受けて利益を得る立場にある上……支払を受けるべき金額が多くの場合比較的少額であるとする点については、これを認めるに足りる証拠がない」と判示している。しかし、2014・2015年（平成26・27年）当時既に、被告は世界的に強大であった。³¹一方、ウェブサイト運営者の多くは原告のような個人であろう。少なくとも原告は個人であり、本件訴訟における請求額は106万円余で、Google企業グループの売上に比すれば、それが微々たるものであることは明らかである。106万円余の請求のために、一個人がカリフォルニア州サンタクララ郡で訴訟追行することは現実的に考えられない。

ウェブサイト運営者は、自身が工夫・考案・創造したウェブサイトについて、他の大衆からのアクセス数が増えたことを踏まえて、被告の持ちかけた本件 AdSense™ Online 標準契約のしくみに応じて、自身のウェブサイト由被告が示す広告を掲示するのであって、被告の示唆する作業・維持行為という役務をするという点で、事業者であるとしても労働者類似の作業（契約としては、請負か準委任）という弱者であり、また、自身が苦勞して作成したウェブサイト（著作物）の広告利用を許すという点で、これがライセンス契約で（ウェブサイト運営者がライセンサー）あるとしても、やはり弱者である。すでにできあがったウェブサイトについて、来訪者が広告にアクセスする数に応じて、報酬を得るということが、濡れ手で粟の不勞所得＝悪徳のごときイメージを伴うかもしれないが、著作物や肖像等大衆を魅了することを利用するのは現代社会では通常のビジネスであり、本件ウェブサイト個人運営者が国際民事訴訟法上、弱者として扱われない理由にはならない。このウェブサイトのコンテンツが第三者の模倣であったり、公序良俗に反するいかがわしいもので Google 社が要求する品質基準不充足の契約違反であったりする場合も大いにあろう。その場合は、ウェブサイト個人運営者は非難され、請求は退けられるべきかもしれないが、それは本案の問題であって、裁判管轄の問題ではない。

東京地裁が、原告のような一個人に対して、世界的超巨大企業 Google 社が AdSense™ Online 標準契約のしくみを用いてどれほどのビジネスを展開しているかを示せと

31 2015年、Googleは組織変更を行い、持ち株会社のAlphabetを作ってその傘下の検索企業となった。CNETの記事によると「Googleの収益はモバイル化への対応とともに、好調そのものとなった。直近2015年第3四半期の決算は、1株あたり5.73ドルとなる39億6000万ドル、売上は187億ドルとなり、アナリストの予測を上回り、前年同期比でも13%増となった。Google製品は世界で10億人以上に利用されている。広告だけの売上は、四半期で167億8000万ドルに上る。Googleは同社のモバイルプラットフォーム、Androidを擁しており、スマートフォン市場における同OSの世界シェアは常時85%以上を確保している状況」であった。<https://japan.cnet.com/article/35075534/>（2021年4月5日閲覧、CNETは朝日新聞系列のテクノロジー&ビジネス情報のメディアサイトである。）

迫って、救済を拒むのはおかしい（疎明で足りるだろうし、それは容易なのではないだろうか）。判決は、「原告は、本件規定が、被告において莫大な利益を不当に得ることを可能にするものであると主張するが、被告が広告料の支払を拒否することによって利益を得ると認めるに足りる証拠はない」と判示するが、Google社が説明する AdSenseTM Online 標準契約のしくみが、広告掲載を希望する企業等から Google社が広告費を徴収して、そのうちから報酬をウェブサイト運営者に支払うしくみなのであるから（本件訴訟はその不払いの報酬の請求訴訟であるから）被告が広告料の支払を拒否することによって利益を得るというのも自明ではないだろうか。世界に広がるインターネットの中に、原告のようなウェブサイト個人運営者が無数に居ることも自明であるし、その中の多くの個人運営者が Google社の AdSenseTM Online 標準契約に応じている状況下で、同社が報酬支払いを拒んだら「被告において莫大な利益を不当に得ることを可能にする」と原告が主張するのは誤りではなさそうに思える。

判決は、原告の「サンタクララ郡の裁判所が当事者双方と無関係であることから、本件規定が不合理である」という主張に対し、「同裁判所の管轄区域内には被告の関連会社があることもうかがわれるから……同裁判所が当事者双方と無関係であるということはできない」と判示する。無関係ではないかもしれないが、合理的なほどの関係なのだろうか。ウェブサイト自体は、（ウェブサイトのデータが所在するサーバーが外国に所在している場合があるとしても）日本語で日本において作成されたものと思われるから、ウェブサイト運営者の本拠である日本の裁判所の方が当事者関係とより密接であり、本件を扱うのに適正であろう。

ここで重視すべきなのは、サンタクララ郡の裁判所が当事者双方と無関係であるかどうかではなく、ウェブサイト個人運営者が裁判の機会を持てるかどうかである。ウェブサイト個人運営者は資力が乏しく、例えば、106万円を請求するために、米国カリフォルニア州サンタクララ郡で被告を提訴することは困難である。これまで、裁判所は、資産運用・金融商品取引をめぐるケースでは、専属的国際裁判管轄合意を無効なものとして扱い、弱者たる個人出資者を保護してきた³²（民事訴訟法改正後は同法を適用し消費者として保護した）のであるから、本件でウェブサイト個人運営者を保護しないのは均衡を失する。

32 民事訴訟法改正前の事例として、大阪高判平成26年2月20日、判時2225号77頁、判タ1402号370頁及び東京高判平成26年11月17日、判時2243号28頁、判タ1409号200頁。後者の判決は「控訴人らは、日本に在住する個人であり、本件金融商品の理解に乏しく、英語に堪能していないことや、裁判制度の違い、日本とアメリカ合衆国の距離等に照らすと、アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所における審理に対応するには大きな負担を免れない」「本件管轄合意に基づいて控訴人ら8名に日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に違反するから許されない」と判示している。吉川、前掲論文（注5）、3-8頁参照。

（2）強者としての GAFA と国際裁判管轄条項の悪用

本件判決は、「このほか、原告は、訴訟を提起するのが常にウェブサイト運営者の側であるかのような主張をするが、上記ウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約に基づき、被告がウェブサイト運営者に対して損害賠償請求をするなどの場合も考えられるのであって、原告の主張は当を得たものとはいえない」と判示する。これが、AdSenseTM Online 標準契約中の専属的国際裁判管轄規定を有効とする理由となるのは、AdSenseTM Online 標準契約に関する争いをサンタクララ郡に集中させなければ、世界中の相手方当事者を相手にする Google 社としては、煩瑣で負担が重すぎるということであろうか。しかし、この考慮は GAFA には当てはまらないのではないか。世界中あらゆるところで活動しているわけではない程度の大企業であれば、営業所の無い地での訴訟は煩瑣であり、訴訟を集中させたいという希望は合理的であろう。しかし、GAFA くらいになると、インターネットの届くところであれば、何らかの事業活動を行っているわけであるから、その地の裁判所に捕捉されてもおかしくない。専属的国際裁判管轄の合意の有効性を否定することはそれほど不合理ではないのではないか。本件契約においても、原告が日本で作成し維持管理する（おそらく日本語表示の）ウェブサイトが有って、そのサイトを訪れた大衆が、そのサイト上にある日本語の広告をクリックすることで、Google 社には広告主から広告料が入ると同時に、Google 社は当該訪問者の志向（指向）に関するデータを蓄積して、それを別のビジネスに役立てるわけである。Google 社は日本を含め、世界中あらゆる地でビジネスを行っているわけであり、日本で訴訟追行させても、不当ではない。言わば、GAFA は、もはや全世界を支配しうる超巨大企業である。GAFA が、インターネットのつながる、世界の裁判所の所在地各地に、

33 逆に、Google 社は自ら、カリフォルニア州に「関連会社で原告の主張する契約の目的である被告広告等の表示やこれに関連する検索サイトの運営に携わっている Google Inc. の所在地」、つまり実質の本拠があると主張しており、カリフォルニア州はロング・アーム法で著名な州であるのだから、少々の接点で、当該地の管轄に服さなければならないことは覚悟（予見）しているといえるのではないか。

34 GAFA の強大さは周知の事柄であろう。GAFA の性向について、山本康正『2025 年を制覇する破壊的企業』SB クリエイティブ、2020 年、30 頁によると、「実際、テクノロジーの知識があると、未来の予測の芽の想像は大体つきます。業界を破壊するようなイノベーションは、テクノロジー界隈で起きやすいからです。そうして生まれたテックベンチャーは簡単にピボット（方向転換）し、業界を超える特徴も持ち合わせています。その結果、短期間で大きく成長していきます。GAFA がまさにそうでした。ただシリコンバレーでは、GAFA に続くベンチャーが、今まさにこの瞬間も、次々と生まれ続けています。当然、GAFA はそのことを知っていますから、自分たちを脅かす可能性のあるベンチャーは、できるだけ小さいうちに買収するなどして、囲い込んでいます。そうして取り入れた新しいテクノロジーで、新たなビジネスを展開、さらに巨大化していく。いわば、オセロの隅を常に押さえにしているのです。そこには業界の壁もありません」とある。Google が、3 兆円以上を投資して、200 社以上、成長企業を囲い込む形で、例えば、ユーチューブやアンドロイド、広告出稿サービスのアブライドセマンティクスなどを買収し、さらには、クラウド、AI 関連の買収を続けていることについて、同書 42-44 頁参照。また、新しい時代のデータについて、「アップル VS グーグルのデータ戦争」（同書 208 頁以下）において「……データがないと成り立たない、あるいはビジネス効率が悪くなる。そのような機会がますます増えていきます。オンライン広告はいい例です。そこでデータの価値が分かっている企業は、過去の石油と同じように、データの取得ならびに囲い込みに躍りになって……。中でも 2 大ノ

訴訟追行用の拠点を置いてそれほど苦痛には感じないだろう。

一方、AdSenseTM Online 標準契約の条件は Google 社が押し付ける附合約款であり、圧倒的に Google 社側に力があって、AdSenseTM Online 標準契約に対する応募者に交

ㄨ 巨頭は携帯電話の OS を握るアップルとグーグルです。……多くのデータは人々の欲求、つまり検索を介して流れていきますから、グーグルが得ているデータ量は、圧倒的です。スマートフォンにおける世界シェア 8 割というのも強みです」(同書 209 頁)と評される。

35 GAFA の行き過ぎた行動については、近年、とみに各国の独禁当局の監視・規制が強化されつつあると報道されている。

例えば、「巨大 IT のネット広告『自社優遇なら違法恐れ』公取委 公正取引委員会は 17 日、米グーグルなどの巨大 IT (情報技術) 企業がネット広告市場での圧倒的なシェアを利用して自社に都合のよい広告配信を増やした場合に独占禁止法に違反する恐れがあるとの報告書をまとめた。急激に拡大するネット広告市場では巨大 IT が広告主の意向に反する操作を行っている」と疑問視する声が上がっていた。公取委は巨大 IT による自社サービスの優遇を特に問題視している。巨大 IT は検索サイトや SNS (交流サイト) などプラットフォームの運営に加えて、広告配信の仲介業を兼ねていることが多く、取引実態に対する疑念が生じやすい。報告書では、巨大 IT が自社の SNS や動画配信サイトなど有力な媒体について、他の仲介事業者経由の広告配信を締め出したり、自社サービスの利用割合を義務付けたりする行為が独禁法で問題になる恐れがあると例示した」。日本経済新聞朝刊 13 版 2021 年 2 月 18 日、1 面。

「ネット広告基準明確に」「公取委、巨大 IT に迫る」「……海外でもネット広告の寡占を問題視する動きが相次ぐ。20 年末、テキサスなど米国の多くの州・地域で司法長官がグーグルを反トラスト法 (独禁法) 違反の容疑で提訴する動きが広がった。自社の取引市場を通じた広告供給を優先していることなどを問題視した。英国やオーストラリアはネット広告分野の寡占について調査を進めており、日本の公取委も英国の競争当局などと意見交換し報告書に反映した」。同 5 面。

「デジタル化 国家置き去り」「『巨大 IT が秩序』現実に」「あなたの身の回りの規制は現実に則していますか——。……米グーグルの新たな決済アプリ。2021 年からシティバンクなどの口座がひも付くが、銀行側には口座維持手数料や最低残高の決定権が制限されているという。グーグルなど『GAFA』合計の時価総額はシティなどグローバルに展開する 30 金融機関の 2 倍。強者のルールに弱者が従う構図は金融も例外ではない。……万能な国家が市民の上に立つのが近代の統治モデルの前提だった。21 世紀のいま、膨大な個人データとデジタル技術を持つ巨大 IT 企業は国家をしのぐ影響力を持ち始めている。米国では当局がグーグルとフェイスブックを反トラスト法 (独占禁止法) で提訴している。圧倒的な市場支配力で公正な競争を阻害していると判断し、M&A (合併・買収) で事業領域を拡大したフェイスブックに対しては、事業分割も求めている。欧州連合 (EU) は GAFA などのプラットフォームに対する包括的な規制案作りに着手している。規模が小さい IT 企業との公平な競争環境を構築することが目的の 1 つだという。……」。日本経済新聞朝刊 12 版 2020 年 12 月 22 日、1 面 (「バクスの世界 大断層 2」)。

鳳山太成「グーグル提訴第 3 弾 米の州当局『検索で自社優遇』独禁法違反」「米西部コロラド州など 38 州・地域の司法長官は 17 日、米グーグルを反トラスト法 (独禁法) 違反の疑いで提訴した。圧倒的な市場支配力を持つ検索事業で自社サービスを優遇し、競争を阻害したと判断した。グーグルへの提訴は 10 月の司法省以来、3 件目となる。……」。日本経済新聞夕刊 3 版 2020 年 12 月 18 日、3 面。

鳳山太成「グーグル広告事業提訴 米 10 州、競争排除の疑い」。日本経済新聞夕刊 3 版 2020 年 12 月 17 日、1 面。

竹内康雄「EU、巨大 IT に包括規制 20 年ぶり抜本策 自社優遇禁じる」「欧州連合 (EU) が、巨大 IT 企業への規制を抜本的に見直す。オンライン上で市場全体を支配するような影響力を持つプラットフォームについて、自社サイトで自社サービスを優遇するのをあらかじめ禁じるなど事前規制を導入する。違法コンテンツへの対応も義務化し、プラットフォームが負う責任範囲を広げる。……。事実上、GAFA など米 IT 大手を対象を絞った内容といえる。……」。日本経済新聞朝刊 14 版 2020 年 12 月 16 日、1 面。

鳳山太成「米、インスタ売却要求 フェイスブックを提訴 独禁法違反」「米連邦取引委員会 (FTC) は 9 日、米フェイスブックを反トラスト法 (独占禁止法) 違反の疑いで提訴したと発表した。画像共有アプリ『インスタグラム』や対話アプリ『ワッツアップ』といったライバルになる恐れがある新興企業を買収して競争を阻害したと判断。両事業の売却を要求した。……」。日本経済新聞夕刊 3 版 2020 年 12 月 10 日、1 面。

渉の余地は無い。専属的国際裁判管轄合意の規定があっても受諾せざるを得ない。本件原告が、同契約を履行した結果、契約上106万円を請求することができるとしても、Google社による不払いにあえば、米国カリフォルニア州サンタクララ郡で被告を提訴することは現実には困難であって、泣き寝入りとなるだろう。これは、国際裁判管轄条項の悪用と言わざるを得ない。違法ではない法務戦術であるが、不道德で反倫理的である。³⁶日本の裁判所が公序に反して無効であると取り扱っても不合理ではない。

結論として、本件では、チサダネ号事件最高裁判決に依拠しつつ、前述の東京高判や大阪高判に準じて、「原告は、日本に在住する個人であり、裁判制度の違い、日本とアメリカ合衆国の距離等に照らすと、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所における審理に対応するには大きな負担を免れず、本件管轄合意に基づいて原告に日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に違反するから許されない」と判示すべきであったと考える。

6. 民事訴訟法改正前の公序法への回帰

(1) 改正民事訴訟法施行後の弱者保護

改正民事訴訟法は、前述の通り、消費者と労働者とを弱者として挙げ、消費者と労働者保護のための特則を設けた。特則には、消費者・労働者の概念の範囲で、おのずから射程が限定されよう。しかし、訴訟対応に関して弱者と呼ぶべき者は消費者と労働者とに限り十分であるのだろうか。本件は、保護対象から漏れている者を示唆する事例となっている。本件の原告の行っていた事業について考えると、自己の作成・維持・管理するウェブサイト、被告の指示する広告を掲示することであり、既述の通り、請負とも準委任とも著作物のライセンスとも言えそうな複合的な契約である。偽装請負が労働法（労働者派遣法）潜脱に活用されるように、請負・準委任は雇用・労働に近似する契約で、その契約下で作業をさせられる原告と同様の立場にある者は弱者であろう。³⁷労働者と請負の個人事業者とに弱者としての差はあまりないように思われる。³⁸自己の知的財

36 仲裁手続についてはオンライン化が見られるので国際的な争訟の解決手段として中立的な仲裁条項が挿入されてもおかしくない。本件附合約款において、仲裁条項ではなく専属的国際裁判管轄条項が置かれているのは、やはり米国外のウェブサイト運営者に請求をさせない意図が感じられる。民事裁判手続のオンライン化の動きもみられる。国際民事訴訟については、今のところ、あまり耳にしないが、外国での提訴・応訴のハードルが（皮肉にもIT技術の進歩のおかげで）将来は下がってくるかもしれない。そうすると、米国において、国際的な巨大クラスアクションが生じる可能性もある。そのようなことになるくらいなら、GAFAとしても、日本で裁判して和解する方がビジネス的にはましではないか。

37 偽装請負の判例として、最判平成21年12月18日、民集63巻10号2754頁、判時2067号152頁、労判993号5頁。

38 労働者の定義に関して、労働基準法第9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者と定義している。「……労基法上の労働者は、事業または事業所に使用され、賃金を支払われる者であればよく、職業の種類（事務職、生産労働者、専門技術者等）や名称（正社員、アルバイト、パートタイマー、臨時職員等）は問題とはならない。使用される者とは、労働の遂行ないし内容につき自らの裁量の幅が制約されており、他人による具体的な指示のもとと

産権をライセンスさせられる弱小知的財産権者（典型は個人たる著作者・発明家）などはどうであろうか。消費者にも労働者にも該当しないが、超巨大 IT 企業には虐げられ、搾取される弱者といえないだろうか。改正民事訴訟法は、このような「消費者保護・労働者保護の規定の射程に入らない弱者」をどう扱うのか。

(2) 公序法テストは今も活用可能か

民事訴訟法改正の際の議論において、チサダネ号事件最高裁判決の趣旨をどのように立法化するかについて議論されているが、弱者保護を消費者・労働者に限定するというものではなかった。法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」（2009年（平成21年）7月）の第3の「1 管轄権に関する合意」「(3) 部会に置くその他の検討事項について」（30頁）によれば、「ア 管轄権に関する合意が無効とされる場合として上記（1）イの最判が定立した『その管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき』との要件について、部会では、管轄権に関する合意を無効とする範囲が限定的すぎるため、今回の法整備では、合意を無効とする範囲を拡大し得る規律を新たに設けるべきであるとの意見が出された。これに対し、事業者間における管轄権に関する合意は原則として有効とすべきであり、はなはだしく不合理で公序法に違反するような場合に無効とすれば足りるのではないか、日本法に照らして公序法に反する場合には、合意の有効性が否定されるので、特に規律を置く必要はないのではないかなどの意見も出て、上記基準と異なる特段の規律を置く必要はないとの意見が大多数であった。そこで、試案は、管轄権に関する合意が日本法に照らして公序法に反する場合にはその合意は無効となることを前提とし、特段の規律を置かないこととしている」とされており、法改正後も、公序法によるチェックは有効であることが意図されていることがわかる。³⁹

ㄨ に労働を行う者をいう。賃金とは、労務提供者に支払われる報酬が労働の対償としての性格を有するものをいう（労基11条）。したがって、契約の形式が請負や委任となっても、上の基準による実質的な判断がなされる」とされる。安枝英紳・西村健一郎『労働法（第12版）』有斐閣，2014年，30-31頁。同書31頁は、証券会社とその外務員との間の契約が雇用契約でなく、「委任若しくは委任類似の契約」であるとして、外務員の労働者性が否定された判例として、最判昭和36年5月25日，民集15巻5号1322頁を挙げるが、そのような外務員について、改正民事訴訟法第3条の4第2項及び第3項並びに第3条の7第6項の労働者保護は機能するのか。機能しないのであればどのようにその弱者は救済されることになるのか。

浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』有斐閣，2011年，100頁は「……労働者の範囲を確定することは容易でない。前述のように雇用と他の労務供給契約との間には明瞭な境界がなく、そのグレイゾーンに多様な混合契約が存在しているからである。現代において労働契約に対する法的規制を免れるため他の契約形式が選択されることが少なくなく（使用者による就業者の非労働者化，偽装自営業者の存在），また，就業形態の多様化のなかで雇用者と自営業者との中間的な働き方が増加していることから，労働関係法令の適用範囲の確定は，今日国際的にも重要な論点となっている」と述べる。このように，労働者の定義にあてはまるかどうかははっきりしない弱者は多い。本件原告もそうである。

39 「法制審議会国際裁判管轄法制部会第10回会議議事録」PDF版（<http://www.moj.go.jp/content/000012266.pdf> 2021年4月5日閲覧）の日暮直子関係官の説明（9頁）では、「第7回の部会におきまして

学説も概ねそのように解釈しているように伺えるが⁴⁰、ニュアンスに強弱があつて程度が微妙である。チサダネ号事件最高裁判決のような改正法施行前の判例は、改正民事訴訟法の「条文と矛盾せず、かつ合理的であるかぎり先例としての意義を維持する」としつつ、公序法要件の改正民法との関係について「改正民法ではこの要件は明文化

ては、外国の裁判所のみを管轄権を行使する裁判所として指定する合意について、最判昭和50年のチサダネ号事件の判示事項であります『その管轄の合意が甚だしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効である』とする基準を緩和した規律を設けるべきであるという御意見も出たところですが、このような最判昭和50年の基準を緩和した基準を具体的な規律として表現することは非常に難しいこと、それから、どの範囲の合意を有効とすべきか、どの範囲の合意を無効とすべきかという点について、第7回の部会におきましても御意見が一致することがなかったということ、かえって日本法に照らして公序法に違反すると考えられるような場合には、管轄権に関する合意の有効性が否定されるので、この点に関して特段の規律を設ける必要はないという御意見も出たことを踏まえ、甲案を採用しております」とされている。これに対して、古田啓昌幹事から「もう一つは、チサダネ号事件の最高裁判例との関係をどうするかという点です。今回あえて規定を置かないという事務局の御説明でした。これは以前の部会の議論でもありましたけれども、事務局案で立法したときに、チサダネ号事件の最高裁判例が以後も先例価値を有するかどうかという点で議論が分かれたと思います。現状の実務はチサダネ号事件の判例準則を前提にして、国際的な専属管轄合意の有効性を判断しているわけですが、その判例準則との関係を明確にしないまま事務局案で立法をしますと、外国の裁判所を専属管轄とする合意の有効性の判断基準は、法令上もはっきりしないし、かつ、昭和50年の最高裁判例が先例価値を有するかどうかもしっかりしないという状態が、立法後当分続くこととなります。そのような混沌とした状態が続くようでは、実務的にはやや混乱を招くのではないかと危惧します。ですから、専属管轄合意の有効性については、やはり今回の立法で何らかのルールをつくることを試みた方がいいのではないかと思います」との発言が見られるが、それ以上の進展は無かったようである。

40 「外国裁判所についての専属管轄権の合意がはなはだしく不合理であり、それが内国の公序に反するとき、その効力（内国の管轄権を排除する妨訴抗弁）は認められないこととなろう（最判昭和50年11月28日……）。そこで問題となるのは、その合意がはなはだしく不合理であつて、内国の公序に反するかが本条の解釈問題となろう。近時、金融業者、投資勧誘業者等がわが国在住者（法人を含む）に勧めて金銭を外国にある銀行の口座に預託させ、その契約関係から生ずる紛争について外国の裁判所の専属管轄とする合意がみられるが（東京地判平成26年1月14日判時2217号68頁、大阪高判平成26年2月20日判時2225号77頁など）、これらの事案における金融商品販売契約での専属的管轄の合意は、顧客にとってははなはだしく不合理であるから、公序に反するというべきであろう」。高桑昭『新版国際取引法』東信堂、2019年、333-334頁。

「改正法は、専属管轄合意につき、特別の事情による訴えの却下を認めていない（民法3条の9括弧弧書）。これは、国際裁判管轄合意の予測可能性や安定性を最大限に重視する趣旨に基づく。ただし、チサダネ号事件判決がいうように、合意が極めて不合理な結果をもたらすような例外的場合には、公序に反するとしてその効力を否定する余地がある」。本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法（第2版）』有斐閣、2012年、71頁（中野）。

「なお、同判決は『管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき』には管轄合意は無効であるとしているが、かかる問題については現行法は触れておらず、そうである以上、この点の判示は依然として重要なものであるといえよう」。神前禎・早川吉尚・元永和彦『国際私法（第4版）』有斐閣、2019年、260頁。

「③国際的専属的裁判管轄の合意は、それがはなはだしく不合理で公序法に違反する場合のほかは、原則として有効である、としていた。3条の7は、③についてはふれていないが、これは管轄合意の固有の要件とはいえず、当然のことであるので、現在も妥当なものと思われる（明文の要件でなくとも援用することに妨げはない。……）」。櫻田嘉章『国際私法（第7版）』有斐閣、2020年、368頁。

加藤・松下編、前掲書（注21）、30頁（日暮直子）も「……国際裁判管轄に関する合意は、原則として有効であるが、①本条4項に該当する場合、②本条5項および6項により国際裁判管轄に関する合意の効力が制限される場合、③その合意が著しく不合理で民法90条などの公序法に反する場合（最判昭和50・11・28民集29巻10号1554頁〔チサダネ号事件〕参照）、④管轄権の専属に関する3条の5を適用すると日本の裁判所が管轄権を有しない場合等には、その合意は無効とされ、またはその援用をすることができない」と述べる。

41 高橋宏司「99合意管轄権」『別冊ジュリスト210号 国際私法判例百選〔第2版〕』有斐閣、2012年、200頁

されていないが、外国専属管轄合意は当該外国で裁判を行うことが事実上できないときには援用できないとされ(3条の7第4項)、消費者契約に関する紛争と個別労働関係紛争を対象とする管轄合意の特則が新設された(同条5項・6項)結果、公序法要件の必要性はかなり低下した。消費者や労働者以外の者は、管轄合意が準拠法上有効に成立していれば……その拘束を甘受すべきであろう」とする見解もある。⁴²

一方、これに対して、渡部美由紀「管轄に関する合意と応訴による管轄」は、「しかし、公序法要件は、強行規定の潜脱の場合を含め、例外的に管轄合意の有効性を否定することを可能にする判断枠組みとしてなお留保されるべきであろう。例えば、フランチャイズ契約、代理店契約など、一方当事者は消費者ではないものの(したがって民訴法3条の7第5項の適用がない)、両当事者間に経済的・社会的格差があり約款中の条項を否定しにくいような場合には、なお公序法要件が問題になり得る。その際、従来の裁判例が挙げてきた判断要素を基準として柔軟に斟酌し、管轄合意の有効性を否定する余地を残しておいてよいのではなかろうか」と、消費者・労働者以外の弱者を救済するために、チサダネ号事件判決中の公序要件が必要である旨を述べている。

原強「わが国の国際裁判管轄規定の全体像」⁴⁴は、「ただ、チサダネ号事件判決が有効条件として示した、管轄合意が甚だしく不合理であり公序法に違反する際の取扱いについて、民訴法3条の7は何ら触れるところがない。そこで、民訴法3条の7には、有効

42 前同 201 頁。以下「それでもなお、裁判制度の腐敗や当事者への人種的偏見が『事実上裁判権を行うことができない』(3条の7第4項)場合には該当しないと解される可能性や、外国専属管轄合意による法廷地法潜脱の可能性に鑑みると、公序法要件を留保すべき必要性は残る。法廷地手続法上の公序則は明文がなくとも適用されるとの見解もありえよう。とは言え、管轄合意の当事者は一般に高い法的安定性・確実性を希求し、改正民訴法でもそれを尊重する立法政策が採用されている(3条の9参照)以上、明文がなくとも曖昧な公序法要件の発動を認めることには慎重であるべきである」という。

中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『国際私法(第2版)』有斐閣、2018年、164-165頁は「……最判昭和50・11・28〔百選99〕は、国際裁判管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するときには無効とする余地を認めていたが、3条の7にはこの点に関する規定はない。しかし、管轄合意についても、合意の不成立、錯誤などを理由とする合意の無効・取消し、合意内容が著しく不合理で公序違反を理由とする無効などの余地は当然にあり、この判示を変更する趣旨ではない」と言いつつ、165頁において、「従来、この公序法違反の点は、消費者や労働者との管轄合意について主に争われたが、裁判例は当初、公序法違反による管轄合意の無効を容易に認めない傾向だった……。しかし、平成23年民訴法等改正による弱者保護のための特則(特に3条の7第5項、6項)が議論されて具体化した頃から、この規定による弱者保護の結論を先取りして実現するためか、外国への専属的な国際裁判管轄の合意をこの公序法違反要件によって無効とする裁判例が多くなっている(例えば、……)。もっとも、このような管轄合意は将来、改正法の弱者保護のための特則が適用されるようになれば……。そのような特則で処理されるのが筋であり、公序法違反要件をふくらませて法的安定性を損なう解釈は避けるべきではなかろうか」と付言するため、本件類似の事案をどう扱うのか、定かでない。

43 小林(編集代表)・原・藪口・村上編、前掲書(注7)、193-209頁、202頁。

44 小林(編集代表)・原・藪口・村上編、前掲書(注7)、74頁は、その脚注56において、早川吉尚ほか「座談会 国際裁判管轄ルールの法令化に当たって」日本弁護士連合会国際裁判管轄規則の法令化に関する検討会議編『新しい国際裁判管轄法制-実務家の視点から-』別冊 NBL 138号 19頁の山本和彦発言、手塚裕之発言、古田啓昌発言に言及して、法制審議会国際裁判管轄法制部会の議論において、民訴法3条の7が、チサダネ号事件判決の趣旨を変更したり、否定したりする趣旨ではなく、むしろ、民訴法3条の7制定後も、チサダネ号事件最高裁判決がその有効性を保持する方向で議論が収斂した点を特記する。

要件として管轄合意が甚だしく不合理であり公序法に違反する場合の取扱いについていかに解釈すべきかという問題が残されているようにも思われる。しかし、この点については、民訴法3条の7は、管轄合意は訴訟契約であり、訴訟契約にも公序の規律が及ぶことは当然のことであるから、特段明記しなかったにすぎず、チサダネ号事件判決の有効性の要件を不要としたものと解すべきではないと考えられている」と述べているが、このように考えないと、Google AdSense™ Online 標準契約のごとき契約の個人当事者は裁判の機会を得ることができない。ウェブサイト運営者は、消費者・労働者類の弱者でありながら改正民訴法の特則の埒外に置かれている。「公序法違反の判断につき、当事者間に情報・交渉能力に大きな格差がある場合に、管轄合意の効力を否定する点では一般に合意がある……⁴⁵」とされるのであれば、ウェブサイト運営者は、消費者・労働者以外の者であるのだが、チサダネ号事件最高裁判決が示した基準のうち公序法要件の発動によって救済されるべき存在であると言えそうである。

IV おわりに

2021年2月3日の共同通信のインターネット記事によれば⁴⁶、米巨大IT5社の2020年10～12月期決算が出そろい、グーグルの持ち株会社アルファベット、アップル、フェイスブック、アマゾン・コム、マイクロソフトの全社が四半期として過去最高益を更新したそうである。純利益の合計は前年同期と比べ41%増の778億8600万ドルで5社の株式時価総額は約820兆円である（東京市場に上場する約3700社の合計約695兆円を大幅に上回った）そうである。

近年、SDGsが世界中の企業経営にとっての重要事項になっている。SDGsの根底に

45 植松真生「バンコク裁判所の専属管轄の合意が無効とされた事例」『私法判例リマークス』51号（2015〈下〉）148頁、150頁。「当事者間に情報・交渉能力に格差がある場合でも、従来は公序違反の認定に慎重な態度を示してきた裁判実務が、平成20年を境に潮目が変わったとも指摘される」とある。中野俊一郎「タイ裁判所を指定する国際的専属的管轄合意の有効性」『ジュリスト』臨時増刊1479号、2015年、302頁、303頁に言及。中野・同評釈は、大阪高判平成26年2月20日に関連して、公序の要件は改正民訴法の下でも妥当すると述べる。

46 <https://news.yahoo.co.jp/articles/222b4f04c24851177cf8c86cd1a0c76ed4acba0d>（2021年4月5日閲覧）。この報道に続いて、日本経済新聞夕刊3版2021年4月28日1面が、Googleの持ち株会社、アルファベット社の2021年1～3月期決算に関して報じている。奥平和行「アルファベット純利益2.6倍 1～3月広告好調で過去最高」[「……1～3月期決算は、売上高が前年同期比34%増の553億1400万ドル（約6兆200億円）、純利益が2.6倍の179億3000万ドルだった。新型コロナウイルスの流行が追い風となり、主力のインターネット広告事業の収益が拡大した。純利益は四半期ベースで過去最高を更新した。売上高、利益ともに市場予想を上回ったほか決算にあわせて発表した500億ドルの自社株買いも好感され、27日の米株式市場の時間外取引で株価は一時、同日終値より4%超上昇した。主力のネット広告事業の売上高は前年同期比32%増の446億8400万ドルに増えた。このうち動画共有サイト『ユーチューブ』の広告は49%増の60億500万ドルだった。決算説明会で同社幹部は小売りやIT（情報技術）、消費財の広告が好調だったと述べた」。 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN2801X0Y1A420C2000000/>（2021年5月9日閲覧）。

は、弱者から搾取をしない、不公正なことをしないという面も含まれているのは明らかであろう。弱者たる個人ウェブサイト運営者が訴訟追行できないように、外国の裁判所の専属的合意管轄条項をオンライン標準約款に組み込んで訴訟逃れをし、事実上、個人運営者の労役分を搾取するような法務テクニックを GAF A のような超巨大企業は取るべきではないはずである。そのような事実が公に報じられ注目されるならば、ステークホルダーとしての消費者は、当該企業を、倫理観の無い、卑しい企業と見るだろうし、また株主や従業員は恥ずかしい思いを抱くだろう。国家をしのぐほどの超巨大企業にまで成長した GAF A は倫理的に正々堂々とした姿勢を取るべきである。きれいごとを述べているわけではない。人々から善良と評価されることを目指すことが今日のビジネスの常識ではないだろうか。

GAF A のような、全世界的超巨大企業は、専属的合意管轄条項の使用を放棄し、それら企業が世界各国に持つ子会社・関係会社・支店などのネットワークの範囲で、世界各地で応訴すべきである。それでも、かかる超巨大企業は経済的に優位で、世界各国で、(日本ではビッグ5と呼ばれるような) 当該国随一の法律事務所をその代理人に選任することはたやすいのであるから、何も問題無いように思われる。

GAF A のような超巨大企業が個人ウェブサイト運営者に押し付ける「(外国裁判所を指定する) 専属的国際裁判管轄条項」を無効視できるような柔軟性を、日本の国際民事手続法は維持すべきである。さしあたり特別な立法がなくとも、民事訴訟法改正前に個人投資家を救済するために適用されていたチサダネ号事件最高裁判決の公序法要件を機能的に活用しようとするればよいのである。

参考文献：本文中に引用した文献に加えて以下を挙げる。

アンドリュー・キーン (中島由華訳) 『ネット階級社会 GAF A が牛耳る新世界のルール』早川書房、2019年。

上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』日本評論社、2003年。

(弁護士) 小倉秀夫「インターネット紛争を民事訴訟等で解決するために解釈論でできること、立法を要すること」<http://www.ben.li/cp2i.html#f4-01> (2021年3月27日閲覧)

桑岡和久「定型約款規定と消費者契約法」『ジュリスト』1558号、2021年、22-27頁。

スコット・ギャロウェイ (渡会圭子訳) 『the four GAF A 四騎士が創り変えた世界』東洋経済新報社、2018年。

ティム・ウー (秋山勝訳) 『巨大企業の呪い ビッグテックは世界をどう支配してきたか』朝日新聞出版、2021年。

寺川永「消費者契約法と事業者的消費者」1558号、2021年、16-21頁。

中川丈久「デジタルプラットフォームと消費者取引」『ジュリスト』1558号、2021年、40-46頁。

中野明『超凶解世界最強4大企業 GAF A 「強さの秘密」が1時間でわかる本』学研プラス、2019年。

ラナ・フォルナーハー (長谷川圭訳) 『邪悪に堕ちた GAF A ビッグテックは素晴らしい理念と私たちを裏切った』日経 BP、2020年。

添付資料 A Google AdSense オンライン利用規約

(<https://www.google.com/adsense/new/localized-terms?hl=ja> 2021年3月18日閲覧)

1. AdSense へようこそ

当社の検索広告サービス（「本サービス」）に関心をお寄せいただき、ありがとうございます。

当社のサービスを利用することにより、お客様は、(1) 本利用規約、(2) コンテンツポリシー、ウェブマスター向けの品質に関するガイドライン、広告掲載に関するポリシー、および EU ユーザーの同意ポリシー（「AdSense ポリシー」と総称します）を含むがこれらに限られない AdSense プログラムポリシー、ならびに (3) Google ブランド設定ガイドライン（「AdSense 規約」と総称します）に同意したことになります。これらの規定に矛盾がある場合は、本利用規約が、上記 (1) および (2) で列挙されたポリシーおよびガイドライン中のその他の規定に優先するものとします。本利用規約およびそれ以外の AdSense 規約をよくお読みください。

本利用規約において用いられる場合、「お客様」または「サイト運営者様」とは、本サービスを利用する個人もしくは法人（および／またはお客様の代理として、お客様の指示で、お客様の管理のもとで、またはお客様を管理する個人もしくは法人の指示もしくは管理のもとで行動する個人、エージェント、従業員、代表者、ネットワーク、親、子会社、関連会社、承継法人、関係法人、譲受人その他のあらゆる個人または法人）を意味し、「当社」または「Google」とは、Google Asia Pacific Pte. Ltd. を意味し、「当事者」とは、お客様と Google を意味します。

2. 本サービスへのアクセス、AdSense アカウント

お客様による本サービスの利用には、お客様による AdSense アカウント（「アカウント」）の開設および当社によるアカウントの承認が必要です。当社は、お客様による本サービスへのアクセスを拒絶または制限する権利を有します。お客様のアカウントを認証するために、当社はお客様から、お客様の氏名、住所その他の識別情報を含むがこれらに限られない、追加の情報提供を求める場合があります。本サービスの利用を申し込むことにより、お客様が個人の場合には 18 歳以上であることを表明したことになります。お客様は、1 つしかアカウントを持つことはできません。お客様（お客様の指示または管理下にある者も含みます）が複数のアカウントを開設する場合、お客様は Google からの追加の支払を受ける権利を有せず、またお客様のアカウントは以下の条項に従い終了します。

AdSense に登録することにより、お客様は、(場合によって) (i) 広告その他のコンテンツ（「広告」）、(ii) Google 検索ボックスおよび検索結果、ならびに (iii) 関連検索クエリおよびその他のリンクをお客様のウェブサイト、モバイルアプリケーション、メディアプレーヤー、モバイルコンテンツ、および／または Google が承認するその他の広告媒体（それぞれを個別に「広告媒体 [B&M 1]」といいます）に配信することを Google に対して許可したことになります。また、お客様は、広告媒体またはその一部にアクセスし、インデックスを作成し、キャッシュを生成する権利（自動化された手段で行う場合を含みます）を Google に与えることになります。Google は、いずれかの広告媒体に対する本サービスの提供を拒否することができます。

広告媒体がソフトウェアアプリケーションであり、当社の本サービスにアクセスする場合には、当該広告媒体は、(a) Google による書面での事前承認を要する場合があります、(b) Google のソフトウェア原則を遵守しなければなりません。

3. 当社の本サービスの利用

お客様は、AdSense 規約および適用法により許容される範囲でのみ当社の本サービスを利用することができます。当社の本サービスを不正に利用してはなりません。たとえば、当社の本サービスを妨害してはなら

ず、当社が提供するインターフェースと使用方法以外の方法を用いて、本サービスにアクセスを試みてはなりません。お客様は、自らの広告媒体から関連のコードを削除することにより、いつでも本サービスの利用を中止することができます。

4. 当社の本サービスに対する変更, AdSense 規約の変更

当社は、本サービスを絶えず変更し、改良しています。当社は、本サービスの機能またはフィーチャーについて、随時追加もしくは削除を行う場合があります、また、当社は、本サービス全体を停止または終了する場合があります。

当社は、いつでも AdSense 規約を変更することができます。当社は、本利用規約に対する変更を本ページに掲載し、また、AdSense ポリシーまたは Google ブランド設定ガイドラインに対する変更をそれぞれの該当ページに掲載します。変更が遡及的に適用されることはなく、原則として、掲載されてから 30 日後に効力が発生します。ただし、本サービスの新たな機能に関する変更、または法律上の理由による変更は、直ちに効力が発生します。お客様が AdSense 規約の修正後の規定に同意されない場合には、お客様は、影響を受ける本サービスの利用を中止しなければなりません。

5. 支払い

本利用規約の本条および第 6 条に従い、お客様は、自らの広告媒体に表示された本広告への有効なクリック回数、自らの広告媒体に表示された本広告の有効なインプレッション数、または自らの広告媒体における本広告の表示に関連して実施されるその他の有効なイベントに関連して支払いを受けることとなりますが、お客様の広告媒体が、支払の対象となる全期間を通じて、かつ支払が行われる日まで、AdSense 規約（上記第 1 条において特定された全ての AdSense ポリシーを含みます）を遵守していると Google が判断した場合に限られます。

Google が支払を行う時までお客様のアカウントが優良な状態である場合、当社は、お客様のアカウントに反映された残高が、該当の支払基準額に達したか、それを上回った暦月の翌暦月の末日までに、お客様に対して支払いを行います。Google がお客様の AdSense 規約の遵守状況につき調査しており、またはお客様のアカウントが停止し、もしくは解除されている場合、お客様への支払は遅れ、または保留となる場合があります。支払いを適正に行うため、お客様は、自らのアカウントにおいて連絡先および支払いに関する正確な情報を提供し、維持する責任を負います。

お客様が、検索サービスを導入する場合には、当社の支払いは、当該サービスに適用される料金分について相殺が可能であるものとします。また、Google は、(a) AdSense 規約に基づきお客様に負う支払いを、AdSense 規約もしくはその他の契約に基づきお客様が当社に負う料金と相殺することができ、また (b) 過去の期間における当社によるお客様に対する過払金額について、請求から 30 日以内にお客様が当該金額を当社に返還するよう要求することができるものとします。お客様は、自らの銀行や決済業者が課す手数料を支払う義務を負います。

お客様は、AdSense 規約に基づくお客様に対する支払い、または本サービスに関連するその他の金銭的利益を第三者が受領するような取決めは、いかなる種類の取決めであっても、Google により書面にて明示的に許可されない限り、当該第三者との間で締結することができないものとします。

支払金額は、Google の会計処理にのみに基づき計算されます。お客様は、お客様による本サービスの利用のうち、Google が支払を受けた部分についてのみ支払を受ける権利を有し、何らかの理由により広告主から支払を受けず、または当該支払につき広告主に対して払い戻す場合には、お客様は本サービスの利用に関連した支払を受ける権利を有しないことを認識し同意します。また、本広告がいずれかの広告媒体に表示され

た広告主が、Google に対する支払いを履行しなかった場合には、当社は、支払いを留保し、またはお客様のアカウントから返金を受けることができるものとします。

Google は、無効な行為により生じた金額を除外するために、支払を留保し調整する権利を有します。無効な行為には、次の行為が含まれますが、これらに限定されるものではありません。(i) スパム、無効なクリック、無効なインプレッション、無効なクエリー、無効なコンバージョンその他のいずれかの人間、ボット、自動プログラムまたは同様のデバイス（お客様の IP アドレスまたはお客様の管理下にあるコンピュータに由来するクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンその他のイベントによるものを含みます）により生成された本広告に対する無効なイベント、(ii) エンド ユーザーに本広告をクリックさせ、その他の行為をさせるための金銭の支払い、誤った表明または要請により促され、または生成されたクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンその他のイベント、(iii) ブラウザの Java スクリプトを無効にし、または広告配信もしくは測定を改ざんしているエンドユーザーに配信された本広告、(iv) AdSense ポリシーに従わない広告媒体において生じるクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンその他のイベント、(v) お客様が利用するもう一つの AdSense アカウントに関連するクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンその他のイベント、ならびに (vi) アカウントにおける、上記 (i) ないし (v) に定められるような無効な行為を大量に伴うか、または故意の不正行為を示唆する無効な行為の類型を伴う、全てのクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンその他のイベント。

Google が無効な行為を発見した場合、AdSense ポリシーに従わない広告媒体における全てのクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンその他のイベントその無効なクリック、インプレッション、クエリー、コンバージョンまたはその他のイベントについて、当該行為に係る支払を行った前または後のいずれかにおいて、Google は、お客様のアカウントから引落し、将来の支払を調整する権利を留保します。

また、Google はサイト運営者様のアカウントに関連して行われる広告主に対する支払の一部または全部につき広告主に返金または支払をすることができるものとします。お客様は、Google が当該返金または支払を行う際、本サービスの利用に関して支払を受ける権利を有しないことを認識し同意します。

6. 解除、停止および追加の支払の権利

Google は、無効な行為または AdSense ポリシーを完全に遵守しないことその他の理由により、いつでも警告や事前の通知なしに、一時的に、お客様のアカウントにつき追加の支払を停止し、本サービスにおける広告媒体の参加を停止もしくは終了し、お客様のアカウントを停止もしくは解除することができるものとします。Google は、6 ヶ月以上の期間にわたりお客様のアカウントがアクティブでない場合、本サービスへのお客様の参加を終了し、またお客様のアカウントを閉鎖することができるものとします。Google がアクティブでないことを理由にお客様のアカウントを閉鎖する場合、およびお客様のアカウントに反映された残高が該当の支払基準額に達したか、それを上回った場合、当社は、第 5 条の支払に係る規定に従い、当該残高をお客様に支払います。Google がアクティブでないことを理由にお客様のアカウントを閉鎖する場合、お客様は本サービスを利用するための新規の申込みをすることを妨げられません。

Google が、広告媒体における無効な行為を生じさせ、もしくはこれを防止せず、または AdSense ポリシーを完全に遵守しないことを含むがこれらに限られない、AdSense 規約違反を理由にお客様のアカウントを解除する場合、お客様は本サービスの利用に関し、Google から何ら追加の支払を受ける権利を有しないものとします。お客様が AdSense 規約に違反するか、Google がお客様のアカウントを停止もしくは解除する場合には、お客様は、(i) 新規のアカウントの開設を許可されなくなり、かつ (ii) その他の Google サービスにおけるコンテンツについて収益化を許可されなくなる可能性があります。

本サービスの利用に関連して実行もしくは留保された支払いについて、お客様に異議のある場合、または

Google がお客様のアカウントを解除し、お客様が解除につき異議のある場合、お客様は当該支払い、支払のないこと、または解除から 30 日以内に意見表明の書面を提出することにより Google に通知しなければなりません。お客様がかかる通知を行わない場合には、異議のある支払いまたは解除に関する請求権は、放棄されたこととなります。

お客様は、アカウント解約手続を完了することにより、いつでも本サービスを終了させることができます。お客様のできます。り、アカウントは、Google がお客様からの通知を受領したときから 10 営業日以内に解除されたときとみなされます。お客様がアカウントを解除し、お客様のアカウントに反映された残高が基準額以上である場合には、当社は、本サービスの利用が終了した暦月の末日後約 90 日以内にお客様の残高をお客様に支払うものとし、該当する基準額未満の残高は、未払いの状態が残るものとし、

7. 税金

お客様と Google の間において、Google は、広告媒体に表示される本広告に関する Google と広告主との間の取引に係る一切の税金（もしあれば）を納付する責任を負います。お客様は、Google の純利益に基づく税金以外の本サービスに係る一切の税金（もしあれば）を納付する責任を負います。本サービスに関連した Google によるお客様への支払いは全て、（該当する場合には）税込み扱いとし、調整は行われません。お客様に対する支払いについて源泉徴収を行う義務が Google にある場合には、Google はこれをお客様に通知し、源泉徴収額を控除後、支払いを行います。Google は、このような税金の納付を行った場合には、税金納付書の原本もしくは認証付写し（または税金納付のその他の十分な証拠）をお客様に提供します。

8. テスト

お客様は、Google が本サービスの利用に影響を与える可能性のあるテストを定期的実施することを許可します。お客様は、テストの結果の即時性および有効性を確実なものとするために、Google が当該テストを通知なしに実施することを許可します。

9. 知的財産、ブランド フィーチャー

AdSense 規約に明記される場合を除き、いずれの当事者も、他方当事者または他方当事者のライセンサーに帰属する知的財産権に対する権利、権原または利益を取得するものではありません。

本サービスに関連して Google がお客様にソフトウェアを提供する場合には、当社は、当該ソフトウェアの使用に係る非独占的かつサブライセンス不能のライセンスをお客様に付与します。本ライセンスの唯一の目的は、Google が提供する本サービスの恩恵を、AdSense 規約により許可される方法でお客様が利用し、享受することを可能にすることです。AdMob SDK を使用してコンテンツを配布する場合を除き、お客様は、本サービスもしくは包含されるソフトウェアのいかなる部分についても、複製、変更、配布、販売または賃貸をすることはできず、当該サービスのソースコードのリバースエンジニアリングを行い、または抽出を試みることもできません。ただし、これらの制限を法律が禁止しているか、またはお客様が当社の書面による許可を得ている場合は、この限りではありません。お客様は、Google のサービス、ソフトウェアまたは文書に付されているか、その中に記載されている Google の著作権表示、ブランド フィーチャーその他の独占権に関する表示を削除し、不明瞭にし、または変更しないものとし、

当社は、お客様による本サービスの利用にのみ関連して、AdSense 規約に従って Google の商号、商標、サービスマーク、ロゴ、ドメイン名その他の独特のブランド フィーチャー（「ブランド フィーチャー」）を使用する非独占的かつサブライセンス不能のライセンスをお客様に付与します。当社は、いずれの時点においても本ライセンスを取り消すことができるものとし、Google のブランド フィーチャーのお客様に

よる使用により生じる営業上の信用は、Google に帰属します。

当社は、当社のプレゼンテーション、マーケティング資料、顧客リストおよび財務報告にお客様の名称およびブランド フィーチャーを含めることができますものとします。

10. プライバシー

当社のプライバシー ポリシーは、お客様が当社の本サービスを利用する際に、当社がお客様の個人データをどのように扱い、お客様のプライバシーを保護するかを説明しています。当社の本サービスの利用により、お客様は、当社のプライバシー ポリシーに従って当社が当該データを使用することに同意するものとなります。お客様および Google はまた Google Ads Controller-Controller Data Protection Terms に同意することとなります。

お客様は、本サービスを利用するに際しては、常に、明確に表示され、簡単にアクセス可能なプライバシー ポリシーを広告媒体に必ず付すものとし、当該プライバシー ポリシーにより、Cookie、デバイス特有の情報、ロケーション情報、および本サービスに関連してエンド ユーザーのデバイスに保存され、当該デバイスにおいてアクセスされ、当該デバイスから収集されるその他の情報（場合により、Cookie 管理に関するエンド ユーザーのオプションに関する情報を含みます）についての明確かつ包括的な情報をエンド ユーザーに提供するものとします。Cookie、デバイス特有の情報、ロケーション情報または本サービスに関連したエンド ユーザーのデバイスに関するその他の情報の保存およびアクセスに対してエンド ユーザーの承諾が法律により要求される場合は、エンド ユーザーから当該承諾が得られるように、お客様は商業的に合理的な努力をするものとします。

11. 秘密保持

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく Google 機密情報を開示しないことに合意するものとします。「Google 機密情報」には、(a) 本サービスに関連する一切の Google のソフトウェア、技術および文書、(b) 本サービスとの関係において広告媒体の実績に関連したクリックスルー率その他の統計、(c) 本サービスにおける非公開のベータ版機能または体験版機能の存在、それに関する情報、またはその規約ならびに (d) Google により提供されるその他の情報であって、機密であると指定されるか、それが提示される状況において通常機密とみなされるものが含まれます。Google 機密情報には、お客様による本サービスの利用より前にお客様にとって既知であった情報、お客様の責によらず公知となった情報、お客様が独自に開発した情報、または第三者によりお客様に適法に与えられた情報は、含まれないものとします。本第 11 条にかかわらず、お客様は、自らによる本サービスの利用によりもたらされた Google による支払総額を正確に開示することができます。

12. 補償

お客様は、Google により提供されたものでない広告媒体に配信されたコンテンツ、お客様による本サービスの利用、またはお客様による AdSense 規約の規定の違反を含む、広告媒体に起因または関連する一切の第三者請求および責任について、Google、その関連会社、代理人および広告主を補償し、防御することに合意するものとします。Google の広告主は、本補償の第三者受益者となります。

13. 表明、保証、責任の排除

お客様は、以下の事項を表明し、保証するものとします。(i) お客様が AdSense 規約を締結する完全な権能および権限を有していること、(ii) お客様が各広告媒体の所有者であるか、当該所有者を代理する権限を

適法に付与されていること、(iii) お客様が、本サービスが導入された各広告媒体について技術上および編集上の意思決定者であり、本サービスが各広告媒体に導入される方法をお客様が制御すること、(iv) お客様が開設した AdSense アカウントを、お客様による無効な行為を含む AdSense 規約の違反またはにより Google が過去に解除その他の方法により無効にしたことがないこと、(v) AdSense 規約に係る合意および履行が、お客様が第三者との間で締結した契約に違反し、または第三者の権利を侵害しないこと、ならびに (vi) お客様が Google に提供した一切の情報が正確かつ最新のものであること。

AdSense 規約において明記される場合を除き、当社は、本サービスに関していかなる約束もしません。たとえば、Google、該当する場合、(i) 広告その他のコンテンツ（「本広告」）、(ii) Google 検索ボックスおよび検索結果、ならびに (iii) 関連検索クエリその他の広告媒体へのリンクを提供することを拒絶することができます。当社は全てのページに広告が表示されることまたは Google が一定数の本広告を提供することを保証しません。また、当社は、本サービス内のコンテンツ、本サービスの特定の機能、またはその収益性、信頼性、利用可能性、もしくはお客様のニーズに対する適合能力に関していかなる確約をするものでもありません。当社は各サービスを「現状有姿」で提供します。

法律により許される範囲において、当社は、明示的であるか、法律に基づくか、黙示的であるかを問わず、一切の保証を排除します。当社は、非侵害、商品適格性、および特定目的への適合性の保証または条件を明示的に放棄します。かかる法律上の保証または条件が適用され、排除できない場合には、Google は、許容される範囲において、当該保証または条件に基づく請求に係る責任を、Google の選択するところにより、本サービスの再度の提供、または本サービスを再度提供するためのコストの支払いをすることに限定するものとします。

第 11 条、第 12 条および第 13 条を含む本契約中のいかなる規定も、適用法により適法に排除または制限することのできない損失に係る Google の保証または責任を排除または制限するものではないものとします。法域によっては、一定の保証もしくは条件の排除、あるいは過失、契約違反もしくは黙示条項の違反を原因とする損失もしくは損害、または付随的もしくは結果的損害に対する責任の制限もしくは排除が許可されていません。よって、お客様の法域において適法な制限のみがお客様に適用され、Google の責任は、法律により許容される最大限の範囲に限定されます。

14. 責任の限定

法律により許容される範囲で、AdSense 規約に基づく補償義務、または本契約に関連する知的財産権、秘密保持義務および／もしくは独占的権利のお客様による違反を除き、(i) いかなる場合においても、いずれの当事者も、契約、不正行為またはその他のいかなる法理論によるかを問わず、当該当事者が損害または損失および費用について通知されていたとしても、また、限定的な救済手段の主たる目的が果たされないとしても、結果的、特別、間接的、懲戒的、懲罰的な損害または損失および費用について、他方当事者に対して AdSense 規約に基づく責任を負わないものとし、(ii) AdSense 規約に基づくいずれの当事者の責任の総額も、当該請求の日の直前の 3 か月間において AdSense 規約に関連して当該当事者が受領し、保持した正味金額を限度とするものとします。各当事者は、他方当事者が、本規約に記載の責任の限定に依拠して AdSense 規約に合意しており、かかる限定が、両当事者間の取引の重要な基礎となっていることを確認します。

15. その他

完全なる合意、変更。AdSense 規約は、お客様による本サービスの利用に関する当社の完全なる合意であり、当該目的事項に関する従前または同時の合意内容に取って代わるものとなります。AdSense 規約は、(i) AdSense 規約を変更する旨が明記され、両当事者により署名された書面による場合、または (ii) 第 4 条に定

めるとおり、Google が AdSense 規約を変更した後にお客様が本サービスの利用を継続する場合には、変更できるものとします。

譲渡。お客様は、AdSense 規約に基づく自らの権利を譲渡または移転することはできません。

独立契約者。両当事者は独立契約者であり、AdSense 規約は、代理関係、パートナーシップまたは合併事業を生じさせません。

第三者受益者の不存在。第 12 条に定める場合を除き、AdSense 規約は、第三者に受益権を生じさせません。

権利放棄の不存在。第 5 条に定める場合を除き、いずれかの当事者が AdSense 規約のいずれかの条項を執行しないことは、権利放棄にあたりません。

分離可能性。AdSense 規約の特定の条項が執行不能であるとわかった場合においても、AdSense 規約の残りの部分は、完全に効力を有し続けるものとします。

存続。本利用規約の第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 12 条、第 14 条および第 15 条は、解除後も有効であり続けるものとします。

準拠法、裁判管轄。AdSense 規約または本サービスに起因または関連する一切の請求には、法の抵触に関するカリフォルニア州の規則を除き、カリフォルニア州法が適用され、米国カリフォルニア州サンタクララ郡の連邦裁判所または州裁判所においてのみ訴訟が提起されるものとし、お客様と Google は、当該裁判所の対人管轄権を承諾するものとします。

不可抗力。いずれの当事者も、当該当事者の合理的な制御が及ばない状況（たとえば、天災、戦争またはテロ行為、暴動、労働争議、政府行為、およびインターネット障害）により発生した範囲において、不十分な履行に対する責任を負わないものとします。

通信。お客様による本サービスの利用に関連して、当社は、サービスの発表、事務上の連絡その他の情報に関して、お客様に連絡をとることがあります。お客様は、自らのアカウント設定において、これらの通信の一部について非選択とすることが可能です。Google への連絡方法に関する情報については、当社のお問い合わせページをご覧ください。

16. 本サービスに特有の規定

お客様が、広告媒体に以下のいずれかの本サービスを導入することを選択する場合には、以下の追加の規定にも同意することになります。

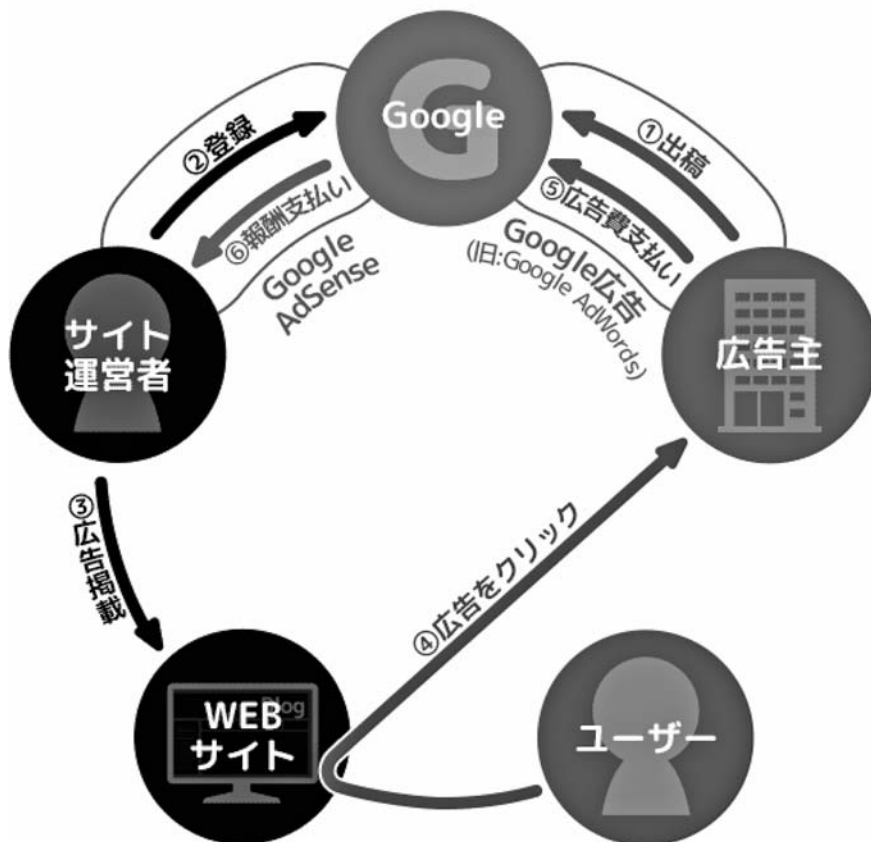
AdMob：AdMob サイト運営者様向けのガイドラインとポリシー

カスタム検索エンジン：カスタム検索エンジン利用規約

〔*筆者注 下線部ママ〕

添付資料 B

アドセンスの報酬発生仕組み



カゴヤ・ジャパン株式会社のウェブサイト

「アドセンス (Google AdSense) とは? 仕組み・稼ぎ方・登録方法 (アフィリエイト基礎講座 vol.10)」

<https://www.kagoya.jp/howto/affiliate/affiliate-10/> (2021年3月27日閲覧) より引用。